

第四十八回 参議院運輸委員會會議錄第二十四号

(三六四)

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午前十一時十八分開会

委員の異動

五月十二日

五月十三日

辞任

大倉 清一君
岡 三郎君

補欠選任

加瀬 完君
柳岡 秋夫君

補欠選任

上林 忠次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

松平 勇雄君

江藤 智君

金丸 富夫君

前田佳都男君

加賀山之雄君

河野 謙三君

木暮武太夫君

平島 敏夫君

松野 孝一君

相澤 重明君

加瀬 完君

柳岡 秋夫君

浅井 亨君

中村 正雄君

政府委員

運輸大臣

運輸政務次官

運輸大臣官房長

運輸省航空局長

松浦周太郎君

大久保武雄君

堀 武夫君

堀内 一彦君

事務局側

常任委員会専門員

法制局側

説明員

建設省河川局次

長

吉田善次郎君

今枝 常男君

國宗 正義君

本日の會議に付した案件

○新東京國際空港公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから委員會を開会いたします。

初めに、委員の異動について報告いたします。

五月十二日付をもって、委員和田鶴一君が辞任し、その補欠として上林忠次君が選任され、また本日付をもって、委員大倉清一君及び岡三郎君が辞任し、その補欠として加瀬完君及び柳岡秋夫君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) 新東京國際空港公団法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のあり方は、順次御発言願います。

○相澤重明君 前回の資料要求しておきました資料が手元に参りましたので、説明を先に願いたい。

○政府委員(堀内一彦君) 前回の委員會で御要求の資料をお届けいたしました。若干御説明申し上げます。

国連加盟国百十四カ国がござりますが、現在まで調査いたしましたのがここにござります表でございます。これに分類いたしましたのは、ア、それから二枚目はヨーロッパ、三枚目はヨーロッパでございます。四枚目が米州、それから最後のページがその他ということになっております。それから、国のほかに、一國で多数の空港を有するところもござりますので、都市名をあげました。それから、空港名として特別に呼称しているものにつきましては、参考までにあけておるといふ意味でござります。それから、主として御質問は経営形態がどうなっているかということ、国営、公営、特殊法人、こういうことに分けてござります。それから、特殊法人と申しますのは、いろいろな形態がござりますが、いずれにしても政府なりあるいは地方公共団体等の出資によるものが大部分でござります。

それから、念のために申し上げますと、この調査では、四十九カ国につきまして、空港は百二十三ということになっております。それから経営形態別に申しますと、国営が七十六、公営が二十一、特殊法人二十六、こういうふうなことになるのであります。

○相澤重明君 国連加盟の百二十数カ国の中で、半分までまだ調査がいないわけですね。しかし、その四十九カ国のいまの御説明の中でも、国営というのが七十六あるわけで、三十九カ国で、そういうことで、国営というのが非常に多いということはこの資料では明らかですね。このほかのはいくつ資料がござりますか。

○政府委員(堀内一彦君) このほかにも調査をしておりますけれども、現在私どものほうでこれを調べましたのは、既存の資料、それから東京にある在外公館あるいは日本航空の支店の所在地のものにつきましてはすぐわかりますが、そういうものにつきましては調べましたので、このほかの諸国につきましては外務省を通じて調査するということになると思ひます。もちろん、若干の追加で御報告できるものはあると思ひますが、全体につきましては調べます場合には相当の日数を要する、かように考えております。

○相澤重明君 米週火曜あたりまでは調査できませんか。

○政府委員(堀内一彦君) 現在から在外公館に手配しましても、米週火曜日にはちょっと間に合いかねるのではないかと、かように考えております。

○相澤重明君 そうすると、資料としてはまず米週一ぱいくらいかかる。そうすると、この十九日の会期末までにはちょっと資料はそろわぬ、こういうことですか。

○政府委員(堀内一彦君) その点は、外務省を通じて、できるだけ努力するつもりでござりますが、在外公館から折り返しという返事があるかという点まではちょっとここで申し上げかねます。

○相澤重明君 前回の私が質疑の中で、なぜ公団をとらねばならなかったかという説明を大臣や局長から受けた。それでは國際的にはどうなんだろう、そういう中で、國連加盟の国だけでもそういう実情はどうか、こういう資料の提出を求めている。したがって、資料が整わないようなことでは、この法律案を提案する趣旨に不十分な点がある。資料が全部揃いつから審議をしてもおそくはない、そういうことで、資料が整わないなら、整うまで委員長待たうかどうか。それから、在外公館に電報で照会するなり、外務省で照会するなりして、いずれにしても、日本政府が提案をするものが、國際空港という名にふさわしい性格なり目的なりをもって、しかも、この前も申し上げたように、日本はアジアの中心国である。世界の中でもおそらく経済成長についてもおくれをとっていないという大國主義は、お互いに政府の中では是認しておるわけですからね。その

是認をしてる国が、いま新東京国際空港をつくるのに、各国に全く劣つたようなものであつては、これは困るわけだ。そういう意味で、これは佐藤内閣総理大臣にも御出席をいただいて、そういう資料のもとにやはり審議を尽くす、こういうことはきわめて大事なことでありますから、佐藤内閣総理大臣の御出席方とその資料の提出を待つて審議をする、いかがでしょうか。

○江藤智君 閣下。私、相澤委員の御意見も一応ごもつともだとは思いますが、ここに載つております空港というのは、大体国際空港としての主要な空港は網羅されておると思ひます。国際連合加盟国というのはアフリカあたり非常にたくさんございまして、現在の事情を見ますと、国際空港の要点としての空港というやうなものはきわめて少ない。でございまして、この新東京国際空港を検討する資料としては、大体ここに出ておる各国の主要空港で見当がつくじゃないか、こういう気がいたしますから、審議促進上、できるだけ資料は資料として集めていただきますけれども、それまで待たないでやはり審議を進めていただいてしかるべきじゃないか、かように議事進行上の意見を申し上げておきます。

○相澤重明君 いまの江藤君の御意見も、与党としての立場ではごもつともと思ひます。しかし野党は、この法律を提案をされて、それで提案されてから初めて審議を開始するわけでありまして、つくつたものと提案されてから審議をするものとの違いはあるわけだ。したがって、やはり国際空港にふさわしい私どももつくるなら空港をつくつてもらうというところに賛成なんでありまして、反対しておるんじゃないから、そういう意味で、最もよいものを、しかも国際的にもそういうレベルの中で、われわれがお互いにこれはこういう方向でいこうと納得する、そういう御説明をいただくには、やっぱり資料を提出してもらふと、こう思ふわけだ。まあつかみでもって、どんなふうに勘定で、これだけかかってこういうふう

やるんだと言われても、中身がなくてふろしきで包んだままでは審議はできないわけだ。そういう意味で資料要求を申し上げたのであります。政府の御答弁ですと、来週の火曜日もどうもほとんどむづかしいというふうな御答弁ですから、大多数がそろふというふうな私はけっこうだと思ふんですが、これは四十九カ国ですから半数以下なんです。半数以下では、決して、国際連合の舞台の中で、われわれがこの資料だけで十分とは言ひ切れなかつたと思ふんです。そういう意味で、私は資料をもとに、ひとつお互い意見交換をし審議を尽くして、こういう考え方で、同時に、前回の資料に基づいて、各国の例を参考にしながら、やはり佐藤内閣総理大臣のそういう考え方というものをやはり聞いておく必要があると思ふ。

前回は申し上げたように、松浦運輸大臣と河野国務大臣との意見の違ひもあるわけですからね。それは新聞発表だったけれども、まあいまは閣内は意見を統一しておると思ひます。佐藤総理もそのくちの實力は持つておると思ひます。しかしこれは聞いてみなければわからぬことだから、そういう意味で、やはり御出席をいただいて、政府の腹がまえというものを聞く。それで、直接の担当者である運輸大臣が、この法律が通つたならば一週間以内に土地をきめると、候補地をきめると、こういうことを言われておつたわけでありまして、私、私はそれを信頼したいと思ふのです。大臣の言明を私は信頼したい。信頼したいからこそ、政府の意図というものをやはりここではっきりさせてもらいたい、こう思ふので、ひとつ資料と同時に、佐藤総理大臣の出席方も要求をいたしておきたい。これは要求でありまして、総理大臣がいつ御出席になるか、それによつては審議の日程も促進ができるし、おくれる場合もある。これは一にかかつて政府の責任でありますからね。まあそういうことで、これは委員長、理事、特に与党の理事さんに委員長とひとつ御相談を願つて取り扱ひ方をおきめいただきたい。以上、動議と

して提案いたします。

○委員長(松平勇雄君) ただいまの相澤委員の動議といひますか、理事会で協議いたすことにいたします。

○相澤重明君 いま資料要求をしたところがそういう状態だから、それならばなおさら政府全体の責任者である内閣総理大臣の出席を求めるといふのは、これはやはり動議になりますか……。

○委員長(松平勇雄君) ただいまの動議は、理事会でおはかりすることになりますから、よろしゅうございませうか。

○相澤重明君 それではそれは後刻の理事会で……。

○委員長(松平勇雄君) さよう決しまして、質疑を進行いたします。

○加瀬完君 法制局はいらしてございませうか。――じゃ、先に運輸省に伺ひますが、昨日の読売新聞によりますと、法案が成立すれば、いま相澤委員の御指摘のように、数日のうちに位置をきめる大臣が御答へになつておるように出ておるでございませうが、法案が成立すれば、二、三日のうちに位置が決定するよう、具体的な取り運びは進んでおるでございませうか。

○政府委員(大久保武雄君) 法案の御審議、御可決をいただきますならば、早急に位置の決定をいたす手配をいたしております。

○加瀬完君 早急に法案成立をすれば位置がきまるといふことは、相当具体的にその手続が進んでおると考えてよろしいわけですね。

○政府委員(大久保武雄君) 御承知のように航空審議会の御答申もいただいておりますし、政府はこの御答申を尊重して位置を決定したいといふ考えも持つておりますので、これは政令できめることになつておるわけですが、まあ手続に従ひまして早急に決定したいと考えております。

○加瀬完君 なお大臣の御説明として、決定される位置は、佐藤総理も河野国務大臣も賛成して、こつち御説明でございませうが、そこまで位置は運んでおるわけですね、そう了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(大久保武雄君) いまお答え申し上げましたように、関係懇談会が設けられておりまするし、また法的な手続によりますと、政令で定めるわけではございませんから、総理御主宰のもとに決定するということでありませう。

○加瀬完君 衆議院の審議の段階での質疑では、政令できめますけれども、政令できめずその前段においては、いろいろの手続が行なわれるといふ御説明があるわけですね。政令できめれば一方的にきまるわけではございませんけれども、そういうきめ方を、はたして空港ができるかどうかというところは、これは衆議院においても一時間問題となり、また本院においても繰返し論じられたところでございます。したがって、大臣の御説明の中に、法案の成立後数日できまるといふことであれば、しかもそれは総理大臣も、担当であります河野国務大臣も了解をされているといふことであれば、政府においては大体位置はこつち、しかも事務的手続はもう済んでいる、こういう段階になつておらなければ、こういう言明はできないですね。そう取り運んでおるのですか。

○政府委員(大久保武雄君) 関係懇談会におきまして、相当長い間各方面から御審議を続けられておられますことでもございませうし、航空審議会の答申を尊重して位置を定めるといふことでございまして、総理の主宰される政令決定の閣議におきましてこれが定まるといふことは、これは御審議をいただきました後、早急に決定可能であると考えておる次第でございます。

○加瀬完君 それでは具体的な伺ひますが、四月一日に関係各省の次官会議が行なわれまして、そこである程度の結論が出たと伝えられておりますけれども、この次官会議における論議の問題点、それから一応結論の方向、これはどういふことで

○政府委員(大久保武雄君) 次官会議におきましては、航空審議会の御答申を基礎にいたしまして

て、いろいろな長所欠点のデータを持ち寄りまして協議はいたしておりますけれども、まだどちらという結論を、次官会議で出してやるわけではございません。

○加瀬完君 事務当局の間で意見がまとまらないものが、結局公団法案が成立すれば数日で位置を決定できるということは、もっとトップレベルの関係関係の会議で決定をされておる、そういうことですか。

○政府委員(大久保武雄君) 御承知のように、航空審議会の答申の内容といたしましては、富里地区が最適であろう、しかし、百里基地との調整が可能ならば霞ヶ浦地区も適当である。かような御答申でございまして、もちろんこれに付帯する各般の基礎的条件を検討の上、さような御答申をいただいております。また事務次官会議におきましても、それをさらに掘り下げて、これらの点を検討いたしております次第でございまして、その大まかな筋といたしましては富里地区、百里基地との調整が可能ならば霞ヶ浦、かようなことでございまして、おのずから閣議において処断することの可能な時期が到来する、かように考えております。

○加瀬完君 いままでそんな説明はございません。運輸大臣が予算委員会の分科会で私の質問に答えられたのは、富里、霞ヶ浦で、百里基地の調整なんというところはありませぬ。第三のところも考えられる、いずれともいませぬかねるのだ、こういう話でありました。そこで、法案成立後数日中にきまるといふのであるならば、それら第一案、第二案、あるいは第三案、そういうものが相当煮詰まっておらなければ、いまおっしゃったような御答弁はできないわけですね。

○政府委員(大久保武雄君) 閣僚懇談会でいろいろ協議をいたします過程におきまして、第三の位置ということも登場して協議をいたさした経過はございまして、しかしながら、運輸省の方針はどうか、主管省としての方針はどうかという御質問に對しましては、一貫いたしまして航空審議会

の御答申を尊重して決定したい、かようにお答えをいたしてまいっております次第でござい

○加瀬完君 私は運輸省の意見を聞いておりませんよ。この新空港の位置について関係関係会議で決定をするということになっておるでしょう。したがって、運輸省の意見はたびたび伺っておりますわけですから、その関係関係会議の結論が出て——大臣がいっしょにいたしましたから、それでは大臣に伺います。新聞の報道が真実かどうかは存じませんが、法案が成立すれば、間もなくこの位置を決定する、昨日の読売新聞によりますと、大臣、私の質問を聞いてください。大臣のこのよう

な御説明があったかどうかはわかりませんよ。しかし、新聞の報道によりますと、この法案が成立すれば、数日の間に位置を決定する。こういう御説明のようでありますので、そうすると、相当もう位置の決定というところについては、事務的な取り運びが進んでおるんじゃないか、それでその点どうだといふ伺いまして、運輸省としては第一案富里、百里基地との調整ができれば第二案霞ヶ浦ということだと、こういう事務次官の御答で

ございまして、そういう話は何回も聞いておるわけでございますから、それから具体的に関係関係会議で、この位置の決定ということについては、どういう取り運びが行なわれたか。大臣からこういう御説明があったとすれば、これは相当話は進んでおるんじゃないか、進んでいらつしやいますかどうかということを押して返して聞いておったわけですか。この点はどうですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) これはこの間相澤さんの御質問にもお答えいたしましたので、池田内閣の終わりにできたこれは関係閣僚懇談会といふものであります。それを佐藤内閣も継承いたしました。その座長、つまり委員長というの

が、会をスムーズに行なうというための便宜上の座長というものが、河野国務大臣であります。そこでいろいろ何回もやりましたが、いつまでもこういうことをやっておったんでは進まぬ、だからこの際方針をきめようじゃないかということになったわけでありまして、それは三つの方針をきめました。一つの方針は、三月二十九日でありまして、新東京国際空港の設置については、諸般の情勢から見て富里のほかに埋め立て地の検討も必要と認められる。二、東京湾、霞ヶ浦等の候補地について関係事務次官会議において検討の上、早急に調査を実施すること。三、東京周辺の米軍使用の飛行場の利用等について、外交ルートを通じて早急に打診を行なうこと。この三つをきめました。それで次官会議をしばしばやりまして、その次官会議が三つの委員会をつくつたのです。その三つの委員会ではいろいろいたしまして、相当内容が検討した結果、結論近くなっております。でありますから、あとの一回もやれば結論が出るという状況のところになっております。そのこまかい内容は、始終出ております航空局長がおりますから、お聞きください。いですが、まだその局長の話の内容までここで発表することはどうかと思ひますから、この程度でひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、本日あるいは昨日この新国際空港は霞ヶ浦に決定するよう報道もございまして、それから早急に法案成立後位置がきまると、こういう大臣のお話もございましたが、昨晩のNHKを通しての橋本官房長官の談話では、なかなか早急にきめかねる、こういうお話が出たわけでございますが、これは一体どちらがほんとうなんですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) まず第一、きのうの新聞はどき出したんだか私まだよくわからなぬ。橋本さんはいろいろ選挙区の関係もあるし、そのものですから、霞ヶ浦のことを中心に考えられたのであらうと思ひますが、われわれのは富里と霞ヶ浦との関係をならみ合わせてやることであります。霞ヶ浦についての話だろうと思ひます。その橋本さんの言われたのは、しかし委員会のほうは、委員会というか、つまり次官会議のほうの三つに分けて検討しているほうは、相当終

わりに近くなつておりますことを申し上げておるわけでありまして。

○加瀬完君 そうすると、終わりに近くなつておるといふことであれば、富里か、あるいは他の埋め立て地を求めるか、あるいは東京湾の霞ヶ浦の——これは埋め立て地ということになりましょうか、の検討に基点を置くのか、あるいは米軍使用の飛行場の返還等の関係で第三の候補地を求めるのか、こういう点は一回もやれば結論が出るという点であれば、この三つの案のうちどこにいくという大体見当はついておるわけですね。

○国務大臣(松浦周太郎君) そこはちょっと申しかねます。

○加瀬完君 しかし橋本長官の談話によりまして、きめかねておる、あるいはひとつ検討しなければならぬ問題点があると、こうおっしゃる。いま大臣は、そのきめかねておるとか検討しなければならぬという問題点は、霞ヶ浦についてであらう。霞ヶ浦はひとつ検討しなければきめられないといふと、霞ヶ浦ではないといふことですね。これからきめられないといふことは。

○国務大臣(松浦周太郎君) 大局から見ても、これは国民にも私は済まぬと思ひます。一体運輸大臣のときにもきめなければならぬ性質のものなんです。それがなぜならば、航空審議会が答申を急がせたわけじゃありませんけれども年内にやってくれといふことで、十一月の終わりにやらしておいて、それで七月までいってもうとうきまらなかつた。また内閣も、池田内閣の末期にもきまらなかつた、いまのままだと、また改造前にもきまらなかつた、改造になつてまた新しい連中が集まつてが、あがやつていたら、こゝしもきまらなかつたといふことになつたら、実際おかしいのですよ。こゝまで詰めてきたなら、せめて改造前の内閣がやるべきであるといふのが、私の主張しているところなんです。

○加瀬完君 それは大臣のお立場ではそうでしょうね。しかし、きまらぬのはきまらぬいろいろな原因がある。その結論も出さないので、その問

題も解決しないうで、きめたことにはならないということになりますね。そこで何回も閣僚会議もやっているし、次官会議もやっているわけですから、しかも、御説明によるとしぼった三つはさらに一つにしろれるということですから、大体こっちの方向できめていくんだということをおっしゃっていただければ、また質問のしようもあります。おっしゃっていただけたらいいかがですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) それにはいまだ最終結論を、関係閣僚懇談会に答申するはずの次官会議が持っていないのですから、相当着詰まっていなければならない、向こうが持っていないうちに、この辺であらうとこっちが言うのはちょっとおかしいと思います。着詰まっていながら最終結論は持ってくるだろう、こう私は考えている。

○加瀬完君 そうすると、いままでたびたび議論をしたわけですが、運輸省の御説明では、航空審議会も同様でございますが、空の条件だけを問題にしているわけですね。しかし、地上の条件その他もろもろの条件というのは、あまり吟味しておられない。私どもは空の条件だけではなくて、飛行場の建設については、こういう問題はこれは不適当な条件だというものと吟味していただきたいという点をお願いしておいた。で、いろいろ問題も提起しておいたわけですから、閣僚懇談会なり、次官会議なりでは、空港設置の不適条件といいますが、こういうような点は空港設置の上には除いていかなければならない、あるいは不適当な問題だといったような点は、政府としては具体的に、その後検討をしていただけたらどうか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 空ばかりじゃなくて、総合的な陸の問題、さらに、総合的な点については、終始一貫、専門的にこの局長がやっておりますから、局長からそういう点については、ひとつ御答弁させていただきたい。

○政府委員(堀内一彦君) ただいま、航空審議会なり、あるいは運輸省は、空の問題を中心にして

検討しておるといふことばでございしますが、もちろん、航空局といたしまして飛行場を選定する場合に、空の問題を最も重視するということが、これは飛行場の安全あるいは能率ということ……

○加瀬完君 聞いたことだけ答えてください、そういう不適条件について検討したかどうか。

○政府委員(堀内一彦君) その他のそういう点につきましても、もちろん検討しております。

○加瀬完君 検討しておりますということであれば、検討の結果が出ておるわけですね。で、不適条件といふものを、概括するとどういうようにおまとめになりましたか。

○政府委員(堀内一彦君) 不適条件と申しますと、いろいろあると思いますが、たとえば、気象上の問題とか、あるいは地盤の問題、その他周囲の立地条件というふうな点、あるいは東京都の都心からの距離というふうな点、いろいろな点で不適当なものは排除すべきであると、かように考えております。

○加瀬完君 そんなくだらぬことばかり何回も何回も繰り返しているから、先に進まぬのです。それはみんな、空港をつくるという必須条件でしょう。直接問題です。もっと、住民の生活とか、あるいは、産業の形態とか、あるいは今後、空港ができて、そこで、空港が運転する場合の水の問題とか、あるいは交通の問題とか、いろいろあるでしょう。そういう点を十二分に検討して、少なくとも、どなたか委員が御指摘になっておりましたように、これが、これだけの戸数を移転するということが無理だとか、これだけの者を転載させるのが解決できないければ無理だとか、そういう具体的な問題といふものを、運輸省みずから検討をしていただければ困る、これは、私はたびたび質問をしたわけですが、いま具体的にということ、大臣の御指名で局長お答えになりましたが、それは、直接に空港の問題だけでしょう。野っ原や埋め立て地に空港ができるならば、そういう問題も少ないかもしれないけれども、一応、第一候補地に

なっている富里あるいは稲敷の台地ということになれば、これは当然、そこに住民もいれば、農業とか、工業とか、商業とか、営業の状態というものがあつたわけでしょう。こういうものの対策を考えないで、空港の位置だけをきめて、一体、空港ができるのか。そういう問題が一步も前進をしておりませんか。私は聞いておるのです。

そこで、もっと具体的に聞きます。この関係懇談会、運輸、建設、農林、大蔵、防衛、外務、自治、こういう大臣が関係をしておるのだということばでございしますが、これはそのとおりですね。

○政府委員(堀内一彦君) そのとおりでございます。○加瀬完君 そうすると、関係次官会議というの、この関係各省の次官が揃つておるようになって、いろいろ御相談をなさるといふことでございしますね。

○政府委員(堀内一彦君) 関係次官会議には、関係閣僚の省の次官が揃つておる。それから特定の問題につきましましては、関係の次官だけで相談をするということもございします。

○加瀬完君 それでは具体的に、霞ヶ浦案、富里案について、関係各省の次官会議で、いまの移転戸数の問題、生業保持の問題、あるいは水の問題、こういうことでどう御見解が発表されましたか。具体的にひとつお聞かせをいただきました。

○政府委員(堀内一彦君) 私は次官会議に直接出席しておりませんで、ときおり陪席するということでございします。詳細にすべての次官会議の模様は存じませんが、富里村でございしますと、ここに相当の営農者がおつて、この立ちのき戸数という問題は、これもしばしば御説明しておりますように、航空写真によつて調べますと、どの部分に飛行場を置きましても、大体千五百戸程度の戸数が数えられる、もちろん、世帯数としましてはそれ以下であるというふうに考えております。そういう点は報告もいたしました。

では、やはり富里程度の人家があるという点、あるいは湖面というふうな問題につきましましては、陸上に、かりに若干かけるということになれば、かなりの人家があるという点その他のことを御説明したことはございします。

○加瀬完君 富里案の場合、千三百戸——航空写真でそうだとおっしゃいますが、千葉県なり地元町村は、具体的に足で歩いて調査をして、結局、千三百戸なりあるいは四千何百戸なりと、こういう想定をしているわけですね。しかし、どこに飛行場ができるという具体的な地図をお示しにならないわけですから、その出入りには若干ありましようけれども、千三百戸の千五百戸だのという数字は絶対にありません。航空写真であつた方お調べになつたというけれども、具体的に、この字には何戸あつて、どこの小字には何戸あるということまでみんなわかつておるわけですから、地元では、それを具体的に、大体、千葉県としては、面積から想定して、こういう位置になるのじゃないかというのでかぶせてまいりますと、千三百戸なり千五百戸なりという数字は絶対ございしません。これはあとで、私どもはもっと詳しく触れますから、ここでは省きます。

○国務大臣(松浦周太郎君) ちょっと、いま、補足します。航空写真は、家一軒一軒写るのです。それで、写つた上に同じ縮尺の飛行場の形のものに乗っけるのです。それで勘定すれば、それは、三千戸と千五百戸という差はありません。あるいは、千五百戸と千三百戸の差は出るかもしれませんが、谷間にある家の勘定のしにくいところもありますから、だから、千五百戸、三千戸という差はない。

○加瀬完君 そんなことではないです。あなた方は、実際の空港の敷地になるぎりぎりのところでしか、はかつていないで、七百万坪なら七百万坪で、しかし、危険区域もあれば、これは騒音のために立ちのかせなければならぬ地域というものもあるわけですが、あなた方は、具体的にいうならば、総武線の両側にある密集地帯と

いうのは、一つも考えていないのでしよう。それから、この滑走路に予定される地域の延長上の民家が立ちのかなければならないということも、全然計算の中に入っていないでしよう。千五百戸なんかという数字じゃないです。しかし、これは具体的に、大字、小字のどこで何戸あるけれども、どこにどうかかるかということを一々聞きますから答えてください。

それで、問題を進めますが、とにかくにも、閣僚会議の結論というのは、これは全会一致という形で進めていくこととさせていただきます。

○国務大臣(松浦周太郎君) そうです。

○加瀬完君 そうすると、まだ現在の時点では、位置がはっきりきまらないということは、各大臣の意見が完全には一致しておらないということとさせていただきます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 次官会議の結果、報告になれば、完全一致だと思います。

○加瀬完君 だって、決定するのは、関係閣僚の会議でおきめるのでしよう。

○国務大臣(松浦周太郎君) 関係次官は、関係閣僚の意思を代表してきめていきますから、次官会議で意見が一致すれば、大体一致すると……。

○加瀬完君 すると、いままで一致しておらなかったのは、どういふところですか。位置についてだれがどの案、だれがどの案ということと一致しないのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 大体初めから一致しておりました。

○加瀬完君 新聞の報道しかわれわれは見ることができませんけれども、少なくとも河野さんのお考えと運輸大臣のお考えは違っておりました。この前の運輸大臣のときから河野さんとの御見解は若干隔たりがございましたね。いまは河野さんも航空審議会の答申に賛成だということにおなりになったのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) さっきの三月二十九日の閣議で三点をきめました。それはもう一致してきめたわけですから、それがきまってくれば、もう

一致になるわけでありまして。それまでに二、三べん議論したことはありますけれども、それからはもうきまっております。

○加瀬完君 そうすると、蒸し返して恐縮ですがけれども、この三点に集約をされたといいますが、航空審議会の答申から見れば、答申に若干の変更を来たしたという形になりますね。たとえば第一案富里付近、第二案霞ヶ浦付近というものでありますもの、一応富里のほかに埋め立て地を考へる、あるいは東京湾あるいは霞ヶ浦をも検討する、あるいはアメリカ使用の基地についての返還というような点も検討するということになれば、一、二案だけでまとまった航空審議会の答申あるいは運輸省の考えておりました線というものは、若干こう幅が広がったといいますが、検討のワカが広がったと考えていいわけですね。

○国務大臣(松浦周太郎君) そういうふうな解釈のしようもありますが、会議の問題でございましてから、主張する意見も取り入れていこう。しかし大体押し詰めていけば、答申のところにいくという見通しのもとにやっていたわけでございます。

○加瀬完君 答申のところといえますと、結局富里か霞ヶ浦の埋め立てかということになるということですね。

○国務大臣(松浦周太郎君) そうです。

○加瀬完君 どちらの方向にいったりしておりますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) そのどのうちにきめるかということ、きょうは言いかねます。

○加瀬完君 千三百戸なり、千五百戸かなんと言っているけれども、もっと多数私どもはあると申し上げておるわけでありまして、千三百戸か千五百戸かぐらいの移動ということは当然なことと、別に飛行場をつくる不適当な条件にはならないという解釈でございますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 私は、そんなことを言うのはおかしいのでありますが、百姓の子ですから、空からあのきれいな開拓地を見まして、しかも整然としてやっている。屋敷林を持ってやっている姿を見まして、そうした農村の人が土地を

離すということは、自分の子供を失う以上の嘆きなもの、それだけの愛着心を持っております。この千五百戸の人を立ちのかせるといふことは、日本のダムとかあるいは飛行場とかいうものをつくらなければならないところと、これはきまっています。これをやるということでありまして、これはきまっています。相当な決意を政府はする。同時に、これらの農民をしていまと同様な条件の土地を与えてやるという決意をしない以上は、手をつけられないと思います。

○加瀬完君 そこでやるということであれば、ことばじりをつかまえるわけではございませんが、大体富里をおやりになると、第一案は富里で、相変わらず富里案だということと、第二案は富里か。その次はいま大臣がおっしゃったように、しかし農家というものを移動し、あるいは富里を続けさせるというのの容易でないから、政府が相当な腹がまえでこの対策を考へる。また考へなければやれないと、こういうお話でございますが、逆に伺いますが、現在の富里状態というものを維持させることができずか。あるいはその富里を続けようとする方々が全部賛成をして簡単に土地を提供する状況にあるとお考えになりますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 賛成の書面も相当きっておりますが、反対の書面も七百通くらいきております。

○加瀬完君 賛成の方が、きのう私のところへたくさん参りました。賛成は賛成だけれども、もっと反対をしてくれ、おまえのほうで。というの、最低百二十万、畑ですよ。百二十万から百四十万の線が出て、しかも税金は全部政府持ち、こいういう形でなければ、おれのほうは絶対反対になるんだ、お前よりもっと強い反対になるんだ、いまからもっと強く反対をして、この百二十万が百四十万になり、税抜きで買取するようにひとつ政府をもっと攻めてくれ、ことばは違いますが、こいう意味でございます。大臣は、いままでと違つて政府がよほど農家の状態に對しまして補償をしなけりばならないとおっしゃっております

が、三十万せいぜいのところを百二十万、百四十万、しかも税金は政府が持ちます、そんなことができませんか。それでないと、あなたがおっしゃる賛成というのはいくらもあつて触れませんが、賛成が七割、反対が三割、七〇%に三〇%だと、こいう御説明を衆議院で局長なさっております。

しかし、富里村を例にとると、絶対反対が三〇・四%、それから絶対に無条件で賛成というのの四・七%、あとは条件がよければ賛成でもいい、条件が悪ければ反対だといふものが大部分です。しかも敷地に該当するであろうという地域は、これはどんなに少なく見ても六〇%、絶対にこいう条件でも売り渡しはできませんという意思の人々が多いんですよ。ですからね。条件さえ出せば簡単に賛成をできますけれども、いま言ったように、百五十万で二十万や三十万のところを買い

というのを、政府の外郎機関である公団がおやりになれますかどうか。そうでなければ反対にくりりと同るといふ状態の賛成なんですよ。こいう分析をなさいますと、しかも売ってくれるという人に対して、どこかに土地を求めるといふても土地はございません。千葉県というのは狭い耕地でございまして、北海道と違ひましてね。あすこが一番広い。大体平均的な二町五反ぐらいの広いところですよ。狭いところをやったとてどうにもならない。それから富里状態はビルをつくらたり、落花生をつくらたり、特殊な作物ですよ。水田とか野菜といふふうなところに転向させるわけにいかない。非常に困難なんでございますが、こいう困難な条件といふものが不適当な条件として閣僚の中からはお出になりませんでしたか、意見として。農林大臣は、代替地がなくていまのような状態を百姓が続けられないなら私は反対だ、こいうお答えになっておりました。閣僚の懇談会ではこいう発言はありませんでしたか。みな賛成ですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) いまのようなことですから、非常に困難だと思ふんですが、いまのお話は一反歩だろと思ふんですが、この間も一反歩

百万円ならばみな応ずるだらう、責任を持って言った。ところがあなたのお話じゃ百四十万というんで、四割も上がった。きまりませんうちから四割上がった、きまったら二百万じゃなければ困るということになると、もうほんとうにやりたくてもやれなくなる。そういうことになる困るものですか、個所の決定も早く発表することは、この間も御注意もありましたんですが、あんなことを書いてやって、書いてやったけれども霞ヶ浦にきめたわけじゃないんです。しかしこれは防ぐことができないんですよ、いまのマスコミというやつは早くて。それからもう一つは、政令を出さなければきめられぬと書いてあるんです、この二条に。政令は閣議で定めるのですから、閣議事項で報告せぬというわけにいかぬものですから、どうしてもわかるのです。それで、わからぬうちからもう四割も上がっているのですから、これはとてもたいへんなことなんです。これはほんとうに御協力願わなければ、何ぼ千手観音でも私はできないと思う。だから、ひとつこれは御協力願って、この際ですから、なるだけ農村の人も助かり、政府も税金をあまり使わないようにということではないと思います。

○加瀬元君　この前に大臣は、予算委員会の分科会で私が同じ問題を質問いたしましたときに、非常に反対がある、警察を通したり、あるいはそれとなく情報を調べてみても、非常に反対が強い、こういうお話でございました。で、そういう反対が強いところへ、特に敷地の該当者が土地を提供しないというところに飛行場をつくることが妥当かどうかという点を——このいただきました航空法の三十九条の一項五号によりますと、これは運輸大臣に空港の申請をした場合、許可するいろいろの条件が定められておるわけですね。その五号には、「飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められ」たときに許可をするということになりますね。富里付近の場合を、かりに公団ではなくて普

通の会社が空港を設定をして申請をしたというときには、所有者の敷地について所有権その他の使用の権限は、おそらく大半得られないと思うので、すね、仮定の問題ですけれども、そういう場合は、これは許可ができないということになりましよう、この法律からすれば、一般の者が条件をそろえて申請しても許可に当てはまらないような同じ条件を、公団というものが無条件にこれをできるように進めていくということには、法律上の問題は無いとしても、こういう法律がある以上、行政運営としてはひっかかる問題になりませんか。一般の申請であれば却下すべきものを、運輸省なり公団なりという形でやれば、強引にこれを進めていくということでは、この法律の趣旨からいってもおかしいということになりませんか。皆さんが賛成するということはけっこうですよ。現状のにおように非常に敷地提供を拒む、こういう状況において、使用の権限というものはこれは公団が持つことができるでしょう。そういう場所を選定するということに、法律違反と言われないけれども、少なくとも運営の上では法律は尊重しなければならぬ、法律の精神は。ちょっと御考慮をいたしたかなければならない問題ということにはなりませんかね。

○国務大臣（松浦周太郎君） 法的解釈については局長から……。

○加瀬完君 いや、法的はけっこうです。これは申請をするのが公団じゃないのですから——公団もこれにかかりますかどうか。公団もこれが

そのとおり適用されるということであれば、もう飛行場をつくるわけにはいかぬですから、問題ありませんけれども、どういふことになりますか。

○政府委員(枅内一彦君) いま法律上の問題でございますので、私から……。この三十九条は公団にも、公団がやる場合にも、当然決定がかかるというふうには私は解釈しております。したがって、この五号につきましては、先生のおっしゃるように、一つの重要な問題であるというふうに考えております。ただ、実際問題として、確実に取得す

ることができるかという問題につきましては、公団が富里で飛行場をつくるという場合に、これは見解の相違はいろいろあると思いますけれども、かりに政府が政令でもって定めようという場合には可能であろうというふうに思います。ただ、これは政令がまだ出ておりませんし、大臣からいろいろ御答弁がありましたように、まだきまっておりませんから……。

○加瀬元君 それはわかつております。これはいい御説明を聞きまして安心いたしました。そうしますと、かりに政令でできましても、政令では最小行政区画、八街町とか、千葉県印旛郡富里村とか、こういうように指定してくるわけでございましょうからね。ですから、その大字何々の何番地という指定はないわけでございますから、政令は自由に出せますよね。しかし、政令でできまして、具体的に今度は敷地の設定は公団がおやりになるのでしょうか。公団がおやりになるときに、これを確実に取得することができると認められないという状態になりましたら、これはその敷地を許可するわけには、運輸省としてはいかなくなりませんね。

○政府委員(栃内一彦君) 御説のように、政令で最小行政区画できまりまして、具体的に公団がそ

こでもって用地を具体的に計画する場合には、いまおっしゃいましたような、どの字というような問題、これはいろいろなことできまると思いますが、いまの用地取得の難易というようなことは、当然入ってまいります。

○加瀬元君　で、今後まあいろいろこれはプレミアムがついて、一反歩二百万で買います、三百万で買いますということになれば、また軟化する者も出るかもしれませんが、最小限五〇％以上というものは確実にこの権原の移譲というものを拒んでいる、使用権の移譲というのを拒んでいる、あるいは所有権の移譲というのを拒んでいるという、この状態のままで、これは公団としては空港許可の申請ができないことになりますね。これは仮定の問題ですけれども、かりにそうであった

場合、それは大臣、そういう状態に対しては、いまのままで当然心配されますよ。そういう具体的なことがわかつている地域を政令で指定をするということが、行政的に体いいことということになりましょうか。政令では指定しました空港指定はできません。私はあまり質問しなくてもいいのではありません、これはこれではつきりすれば、がんばらしてあげばできないのですから。しかし、空港をどこにかなにかにつくるといふことは、これは大切なことですからね。これは住民が納得をし、将来生活の設計というものに現状の維持ができるならば、何も千葉県がいけないの、富里がいけないのと、そういうことを申し上げておるわけじゃない。将来どうなっていくかということの生活の設計も立たなければ、あるいはそこに残っている者の騒音その他の安全性というものも、全然いまのところ確保されている状況には、具体的に話が進んでないから、これでは困ると申し上げておるわけです。ですから、いまのままで、どうしたってこの三十九条の五号がある限りは、これは政令で指定したって、富里地区というものに空港を建設することとは不可能ではございませんか。そういう点も十分考慮をなすっていらっしゃるということであれば、もうそれで大体見当つきますから、あまり質問しませんか。

○国務大臣（松浦周太郎君）　そこまで御心配していただくことを感謝しますが、実は千葉県知事のほうから、いま茨城県と千葉県が、反対する人と賛成する人とどちらもあるのですよ。あるけれども、どちらも賛成者が多いのですよ。その地方の繁栄ということを考えている人のほうが多いのです。しかし、おっしゃるように、土地を取られる人はこれは非常に困るわけです。そこで私の考えは、まあこれはだれでもしろうとでもわかる——もちろん私はしろうとんですが、一番問題は、海に一番早く出れるというところが、敷地指定の場合に必要な条件です。そこで、四キロもある滑走路が要することは、それを河野さんが——ずいぶん私は河野さんと議論したときに、二千二百八十

キロでも出れるじゃないか——それは出れぬこと
はないですよ。初めから音速の二倍を離陸する
ときからやったら、その辺の家は吹っ飛んじやうの
です。そういうことをしちゃならぬから、その周
囲の学校の生徒にもそれから農民の方々にも、い
まの飛行機と変わらぬ程度で浮き上がることであ
るならば、これはもう騒音という問題にならぬ
のです。だから長い滑走路が必要だ、着陸の
ときにも同様で、速力をうんと落として着陸し
ますから長いのが必要なんです。でございますか
ら、なるたけ海に近いところがいいんです。海
にすべり出せば、海の上に行ってしまう、うん
とやったら差しかえないうすからということ
です。でありますから、第一候補は専門的に見
て、だれが見ても富里ということになるのです。
しかし、それだからといって、その中の住民が、
何ぼ公共事業であるからといって、自分の生活を
犠牲にさせるというのではできないのであります
から、私は現在の富里以上の補償金をおあげし
て、あるいは国有林を開放するなり、とにかく現
在以上の富里ができるようにしてあげる、あるいは
他に転業されるならば、現在の農地の価格を、
あなたは百四十万とおっしゃるが、前は、いまか
ら三、四カ月前は百万だったんです。それはど
こが公平か、それはやっぱり委員会なんか地方で
つくって適当に評価されるであらうしょうけれど
も、それは一つの愛情を持って、次の仕事に変
わっても、いままでです。で百姓をしていた以上
の生活ができるように、その土地の人が非常な愛
情を持っていた自分の息子のようなものを手放す
のでありますから、私もそういう経営を長くやっ
ておいて、二十五才まで私は百姓をやってきたわ
けですから、それは十分に思ひやりを持っておる
つもりでございます。

○加瀬完君 まるで富里にきまってるようなお
話でございますね。念を押しますが、富里に大体
もう決定しておるのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) いや決定しておるわ
けじゃございません。しかし、海に近くて平たん

なところが一番いいということは言っておるわけ
です。
○加瀬完君 霞ヶ浦だって海の近くですよ。九十
九里浜などもっと海に近い。そういう案で埋め立
て地ということの検討をすれば出てくるはずだ
ね。どうやりましても騒音はうまう防げません
よ。それは実際、いま伊丹飛行場でも羽田の飛行
場でも、プロペラ機の時代から騒音というものが
問題になっておる。

それから、大臣のお気持ちはわかるのです。そ
れならば、具体的に、畑は反百二十万では買えな
い、百万円では買う、補償の点についてはこれ
の措置を講ずる、あるいは代替地を求むること
には、ここにこれだけの代替地を用意するから
ここへ移れ、こういう具体的なものを出さなけれ
ば、賛成にも反対にも、賛成することもおかし
い、反対することもおかしいじゃないかと、私は
当初の質問をいたしますときに申し上げたんで
す。しかし、それから一年以上たっておりまして
も、県もそれから国も、代替地はどこだとい
うあつせんも、予想も、具体的な交渉も何にもして
おりません。千葉県は三十万都市をつくるなんて
いつたって、三十万都市というものを一体どう
してつくるのか、資金計画はどうするのか、全然
そういう具体的な運びも都市計画すらも立っており
ません。それで、とにかく飛行場つくるの
から賛成しろ、おまえら悪いようにはしない
と、言っていた、大体悪いようにはしない
と、これは具体的に何も考えておりませんとい
うことは、親切的な親切にならないじゃない
か。結局、所有権なり土地の使用権なりというものを、
敷地該当の所有者なり耕作者なりが絶対に手
放さない。その者が多数だということになりまし
て飛行場ができますか、その点を考えていた
だから反対するということじゃないですよ。自
民党の方も反対者はたくさんいるのです。それは
もっと具体的な、われわれの生活の維持がで
きないじゃないかということが問題なんです。たと

えば、こういう敷地内の者の土地を、強引に不法な
ほど高い値段で買取ったところで、まわりの者
の土地に移りたいからといって買取るわけ
にはいきませんよ。そうやってまいりますと、い
まは一つの敷地の者だけが、われわれの地価が上
がると思つてまわりだけが賛成していますよ、ま
わりだけが、七対三ではございせん。それはま
あ無条件に投票をやらせれば、賛成者のほうが多
いでしょう。賛成者はみんな敷地に関係のない者
が大部分ですよ。敷地内の関係が起るであろう
と、賛成者は、ほとんど反対です。ですから、町村
の賛成だけでこれを進めるたつて、飛行場は実
際にはできない。こういう問題も、私はもう少し
位置を指定する以前に検討をいたしたかなけれ
ばならないと思うのですけれども、いかがです
か、その点ももっと御検討をいたさないでし
ょうか。富里をやらないうならいいですが、お
やりになるといふならもう少し慎重にしてい
たかなければ……。

○国務大臣(松浦周太郎君) いや富里をやらぬと
いうわけじゃありません。富里のほうが第一候補
にあがっているのですから。しかし農林大臣とは、
そういうことが起こった場合は、ことにいまの八
郎潟は割り当てが済んじやったものだから、八
郎潟は入る余地はないのです。だけれども、ほか
に相当なところがあるのです。しかし、千葉県
内においてでなければいかぬということになると
困るのです。国有林の中あるいは埋め立て及
び土地の整備をしているところで、それくらい
ものは収容できると言っておるのです。

○加瀬完君 どうかですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 農林大臣が。しか
し、それはつまり開墾しなければならぬ場所が多
いのです。だからして、いまの土地そのものと
同様のものを言われても、それは困るのです。

○加瀬完君 かりにですよ、八郎潟へ開拓に入
るとか八郎潟の干拓に入るとかになります
と、そういう希望のない者をやらせるわけには
きません。おまえ一反歩について三反歩と交換

するからと言つたつて、希望がなければやるわけ
にはいきませんよ。陸田地帯ですから。先ほど言
つたように、これはビール麦が落花生をつくつてお
れば農家収入は百万円以上で、みんな自家用車
を持つておるのだからあるのですから、これを
八郎潟へ持つていかれて干拓するかどうかわ
かりませんが、畑でない水の中で落花生をつくるわけに
いかぬですから、全然特殊な耕作地帯なんです、
ここは。ですから、やはり同等の畑地帯に持つて
いかなければ、この人たちは不承不承にも満足
しないわけですよ。そういう点を、そんなら落花生
と麦とがどこへ行つてもつくれるか、ビール
麦と麦とがどこへ行つてもつくれるかとい
うと、そうどこでもつくれるというわけにはい
ない。野菜なんというのはなかなか急にはつく
れない。そうすると、そのまわり求める以外に
ない。そのまわりなら、これは移動の承諾も得られ
るでしょう。しかし、まわりはどこをさがした
てないでしょう。いろいろ私たち農業委員会
その他に調査を依頼してさがしました。千葉県の
知事も、山武町というところにだいたい提供する
ところがあると言いますから、私も行っていろ
いろ調査しました。山を全部開墾したとしても二
百七十町歩しかない。つぶれるところは二千三
百町歩もある。二百七十町歩にどうして行か
れますか。どこにもないですよ。水田に移れない農民
で、それから、大きなところはみんな開拓で入
った、それから狭いところといたつて行き場所
がない。行こうとすれば地価が非常に上がり
まして、百万円で売ったということになれば百二十
万円でなければ売れないということになりまして、
政府にもらった金で他の土地を買ったつて
はまいますよ。こういう点を、私は具体的に
対策を立てて、大体これなら何とか不承不承
でも承諾をもらえらるのじゃないかという条件
を出さないで、いきなりばつと指定をして、政
令できめたんだから公団が強引にやらんだと
言つたつて、やれるものならやつてごらん
さい、地元ではこのごろ陳情に来ないですよ。
今度おまえのは

うからこつちへ来い、こつちへ来たときに答えを出してやると言っておるのですから、これは妙川みたいな問題にならないとは限らないでしょう。開拓者の精神というものは特別ですからね。大体三代目くらいですよ、古い人で、掘って小屋から粒々辛苦して家を建て、蔵を建て、どうやらほつとしたといふときにその土地を取られる。普通の親代々の土地をもらった人とは別な感情なんですよ。こういったことを十分検討していただかなければどうにもならないと思う。これらの具体的な問題は、あとでまた伺います。

それで、法制局の方いらしておるそうですから、法制局の方には伺います。御存じでございましょうが、新東京国際空港公団法の第二条は「新東京国際空港は、次の要件を備える公共用飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする。」と、こうあるわけですね。政令における効力の範囲というものは、いままではどう解釈をされておったのですか。

○法制局長(今枝常男君) 効力の範囲というお尋ねの意味を私、十分理解まだいたしておりませんが、一応一般的な抽象的なことを申し上げますれば、地域的には、政令そのものとしたしましては、国内全体について効力を持っている、それから時の問題といたしましては、それが施行された以後その存続する間効力を持っている、こういうことになるのでございしますが、具体的なお尋ねを待ちまして……

○加瀬完君 私、質問が少し抽象的でありましたからつけ加えますが、法律で制定するものと政令で定めるものは、おのずから法律の常識において効力が違うわけですね。法律なら、平べったく言えば何でもきめられますけれども、政令できめるといふものにはワケがあるわけでしょう。通常法律解釈では、政令できめることは、どういふワケをはめられるものだと解釈をされておるんですか、通常の解釈は。

○法制局長(今枝常男君) これは憲法にも実は明文がございしますが、憲法あるいは法律を実施する

ために必要の事項、こういうことでございしますので、いまだお尋ねに即して申し上げますれば、何と申しますか、その法律で必ずきめなければならぬと一般的に考えられておりますことは、国民に義務を課し、あるいは権利を制限するということでございますので、そういうことは規定し得る事項からはずされてまいります。ただこのような場合には、法律に具体的に委任がございしますれば、その委任の範囲内で定める、こういうふうに考えられております。それから、必ず法律でなければならぬが、法律でも定め得るという事項の場合におきましては、法律がすでにある事項を定めておりますれば、そのことに関する限りは、政令をもつては定め得ない、こういうふうな申し上げることができると思っています。それから、法律と政令との効力関係で申しますれば、かりに政令が法律に抵触いたしておりますれば、これは法律の効力が優先いたしますので、政令はその限りにおいて効力を生じない、こういうふうになっております。

○加瀬完君 政令は国民の権利を制限したり、義務を課したりするといふことはできない、こういう一つの不文律があるんじゃないですか。

○法制局長(今枝常男君) お尋ねのとおりでございします。

○加瀬完君 そうすると、この提案をされております二条の「周辺の地域で政令で定める位置に設置する」ということになっておまして、その一つは「長期にわたっての航空輸送需要に対応することができ得るものであること。」「将来における主要な国際航空路線の用に供することができ得るものであること。」「大ざっぱに二つだけ制限が書かれておるわけですね。この二つの公団法だけによらず、どうも公団法全体、それから政府の出すいろいろなものといふと、政府関係機関の法律というものが、政令にゆだねる点が多い。しかもその政令が、法律のような無制限な権限を与えられている。これは私はいままでの法解釈からすれば正しくないと思う。いろいろなことは別として、

もっと、政令できめるといふことであれば綿密に、それが国民の権利を制限したり義務を課したりするんではないという点がわかる程度に、明瞭に具体的な記載がこの一、二、その他において行なわれなければならないと思うのです。そういう意味で、少なくとも「政令で定める位置に設置するものとする。」「位置に」ということは、はなはだ法解釈から言へばこれは不備なものではないかと思ひますけれども、法制局の御見解いかがでしょう。

○法制局長(今枝常男君) いまお尋ねの問題は、二つの問題を含んでおるように理解いたしますので、分けて申し上げますが、あとのほうで述べたになりました、一般的に政令の委任がきわめて抽象的であつて、具体的な要件をきめていない、こういうのはよろしくないのではないかと問題につきましては、仰せのとおりであらうかと存じます。それは国民の権利義務に關係するような政令でありますならば、それはできる限り具体的に要件をしぼりまして委任するのが正しい行き方であらう、こういう点仰せのとおりかと思ひます。

それからもう一つは、その場合に、この第二条そのものに即してのお尋ねでございしますが、この第二条の「政令」は、しからばこの政令が直接に国民の権利義務に關係するかどうかと関連のある問題でありますので、いまの最初に答えました問題が、直ちに第二条に当てはまるかといふことになりましたと、多少問題があるのではないかと。それは純粹に法論のみを申し上げるわけでありませんが、と申しますのは、この政令はどういう地域に空港を置くかといふことを定めるだけの政令でございしますので、これはこの法律によつて与えられた権限によつて内閣がどこに置くかといふ方向を決定する政令であると、私は理解いたされるように思ひます。したがいまして、その政令が直ちに、国民の権利義務を法的には規制するものには直ちにほならないといふことになるのではないかと存じますので、ただいまの一般的な申し方がこの場合にすぐ当てはまってくるというこ

とには直ちにほならないのじゃないか、このように感じております。

○加瀬完君 この「政令で定める」という法律が成立すれば、政令で新東京国際空港の位置が指定をされるわけですね。位置が指定をされますと、その中に空港の敷地が求められるわけですね。当然その住民には権利義務が生ずるわけですね。はなはだしく権利が制限されることになりま。あるいは負わなくていい義務というものが生じてくるわけですね。かりに譲渡を拒むという場合、土地収用法といったようなものがかぶさつてまいりますね。そうなつてくれば、これははなはだしく国民の権利義務というものに對して制限を加える政令ということになりますか。具体的な問題としてそういうことになりませんか。

○法制局長(今枝常男君) 事実問題としては、仰せのとおりであらうかと思ひます。そこで、先ほどちょっと私、純法的な立場で申し上げたのでございしますが、いま御指摘のように、地域内の住民が土地を提供しなければならぬということのようなことがあるのではないかと、その限りにおいて義務を課せられることになるといふ点は、これはこの指定がありまして、その方向で施策が進みますれば、その道程においてそういう問題が起るという限りにおいてそのとおりでございしますが、それははなはだ、法的な言い方でありまして、法的にはこの政令から直接はまいらないのでございまして、その土地をたとへば収用されま。には、土地収用法自身によつて義務が課せられておるわけでございますので、この政令、そのものの問題ではない、法的にはそういうふうな申し上げるほかないのじゃないかといふような意味でございします。

○加瀬完君 形式的に直接的な解釈をすればそうですよ。しかし、その土地収用法というものは、空港に對する位置の指定というものがなければ、当然起つてこなかったものですね、これは、間接的には大きな義務を課しているわけでしょう。あるいは土地収用法ということでもなくて、

とに直ちにほならないのじゃないか、このように感じております。

たとえ売却したくない土地というものを強引に買収されるような交渉ということが進みますね。そうして心ならずも土地を放すというような場合も起こりますね。そうすればこれは国民の側からすれば、住民の側からすれば、この政令によって権利が剝奪された、こういう形になりますよ。で、政令というものはもつと事務的なもの、あるいは変動の激しいようなものの範囲ということに限って、いままで進められておったのが通例です。このごろになりまして、法律的手法をしなればならぬものを政令でかえて、法律以上の効力を政令に与え、これもそうですよ。こういう方向ということ、これは法秩序の上から正しくないのじゃないですか。いまの内閣だけでなくて、このごろの内閣だ、いふんこういうことをやっている。法の混乱を招きますよ。それはお考えになりませんか。

○法制局長(今枝常男君) いま御指摘の問題は、問題がもう少しさかのぼる様に理解いたしますが、と申しますのは、それは政令で定めるかどうかということの前に、具体的にその位置を内閣として定めさせるか、直接法律で定めるかといったような問題になるのじゃないか。かりに政令にいたしませんと、具体的位置の決定を法律の事項として内閣がすることになります。以上は、その決定された地域について、おのずからいま御指摘のような義務が生じてくるということになるわけでごさいます。それは政令で定めたからということは、少し違ふのじゃないかというように理解いたします。したがって、問題は具体的位置を内閣が決定することにするかどうかにかかっているように理解いたします。○加瀬完君 この位置を法律で定めるといふことであれば、これは議会の当然協力を得なければならぬという筋道を通りますから、そこでその位置そのものについて、それぞれの国民の意思がここに反映をさせて、十二分に議論をするということもできるわけですが、したがって、権利の主張もできれば、義務についても、不当な義務は抗弁することもできますよ。政令でできるということとあれば、これは住民の意思とか、国民の意思とかというものは、反映させる方法を遮断してしまふわけですよ。そういうことになれば、当然これは政令本来の性格というものは、当然これじゃないですか。名前は政令ということでも、実際は法律的效果を国民にかぶせて、しかもそれは問答無用の拘束力、こういうことになるわけですよ。そういう政令というものをひんびんに出されまうと、国民の権利というものを守っていくわけにはまいりませんよ、そう解釈してはいけませんか。

○法制局長(今枝常男君) お答えは先ほど申しましたと同じ方向になると思いますが、いま御指摘の点は、要するにたとえ法律で直接に位置を規定してしまふかどうかという問題になってくるように存せられるのでございまして、その点につきましては、むしろこれは政策的にどのように決定するかという問題でございまして、法制局長としてお答えする分野ではないのじゃないかと思ひます。いずれにいたしまして、それは政令で定めたという問題と申しますよりも、具体的な位置の決定を内閣にまかせるかどうかという問題にかかっているように存せられるのでございまして、これは重複して申しますが、政策の問題じゃないかと、こう存するのでございまして。

○加瀬完君 私の聞いておりますのは、政策の問題で局長にお答えをいたさうとは思ひませんが、つけくわえて、政令というもので、こういう使い方方をひんびんと行なうてまいりますことは、少なくともいままで考えられておった法秩序というものが混乱を招くことになるのではないかと、もっと政令は政令のワタというものを厳格にしていくなきではないか、非常に政令がこのごろ法律のかわりに便宜的に使われている、そういう方向は一体好ましいかどうか、これだけ一つ最後に。

○法制局長(今枝常男君) 先ほどの問題に返るようには思います。一般的には仰せのとおりでございます。ただ今回の政令は、いまのお尋ね

になりました、やはり今回の政令は直接にこれが権利義務を制限してないもので、たとえば土地収用法でその収用される者の権利を保護し、またその主張、権利保護のための主張をする道が開かれて、法律でつくられておりますので、その間の問題でございまして、この場合が御指摘のような事例に当たると断定することはむずかしいように、私は感ぜられるのでございまして。

○加瀬完君 これで終わりますが、政令というものは、そもそも国民の権利の制限をしたり、義務を課したりするからざるものという不文律があるわけですね。ですから、具体的な問題として位置が定められ、公団ができて、空港の建設が進むということになれば、位置を定められるという政令のそのものの効力が、具体的に非常に権利義務に關係をしていくわけですよ。そういう点を考慮するならば、これが違法とか何となくということではなくて、行政的なこれはあなたの範囲でありませんが、考え方として、政令の範囲というものの使ひ道というものを、行政府としてはどう考えていくのが当然ではないか、こういう立場で私は伺ったわけでごさいます。しかし、まあ直接これはこの法案の内容に密接に關係するものでもございせんから、この問題はこれで終わることにいたします。

○委員長(松平勇雄君) 本案の質疑は、午前はこの程度といたします。午後二時まで休憩いたします。午後零時四十七分休憩

午後二時二十二分開会

○委員長(松平勇雄君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

新東京国際空港公団法案の質疑を続行いたします。

○加瀬完君 午前中いろいろお答えをいただいたわけでごさいます。一応検討の内容をいたしまして、富里付近が空港に設定をされるという場合の空港で使用する水についての対策は十二分に検討

討をされておりますか。

○政府委員(堀内一彦君) 富里の飛行場がきまりまして完成した場合にどの程度の水が必要かという点につきましては、現在の羽田の実績等から勘案しまして、全部できましてフルに利用しますときに、一日五万トン程度までの水の必要はないかというふうに考えておりますが、この確保につきましては、霞ヶ浦水系というものを利用するというところで行ないたいと思っておりますが、具体的な計画というのにつきましては、今後場所がきまりましたら、建設省その他お打ち合わせをしたい、かように考えております。

○加瀬完君 霞ヶ浦水系を利用するということになりまして、具体的には、詳細は別といたしまして、大体概括どういうような、どこからどういう方法で水を引くという計画でございまして。

○政府委員(堀内一彦君) 現在の段階におきましては、具体的な計画まではまだ詰めておりませんが、霞ヶ浦の水をどういうふうにご利用するかという問題は、いろいろな方面と關係があると思ひますので、用地決定後建設省その他關係省庁と御連絡をして具体策をきめたい、かように考えております。

○加瀬完君 地下水源では不可能だという御認定はお持ちなんですか。

○政府委員(堀内一彦君) 私は地下水源にもある程度はたよれるのではないかと考えておりますが、この辺は、具体的に用地が決定しまして実際に即した調査をしてからの程度期待できるか、またそれによって周囲にどういふ影響があるかというのを調査した上でないと、依存度というものはきめがたい、かように思ひます。

○加瀬完君 用地を決定する前に水の確保ができるかどうかというのを決定しませんが、用地だけきまりましたも水が確保できない、あるいは排水が完全にいかない、こういう問題が起こってくることはないか。

○政府委員(堀内一彦君) もちろん具体的な計画は今後やるわけでごさいます。霞ヶ浦方面の水

系を利用して、地下水以外にそういうものを利用するということは可能である、またこれを排水することも技術的に可能である、私はかように思います。

○加瀬完君 この点、水資源公園なり建設省なりに具体的な連絡は運輸省としては何もまだございせんね。

○政府委員(堀内一彦君) 水資源公園との連絡はしておりません。また、建設省とも具体的に連絡をしておる段階ではございません。

○加瀬完君 印旛沼から水を取るといふような御計画を初めは考えておったのじゃないのですか。

○政府委員(堀内一彦君) 印旛沼につきましても、これを利用できるのではないかとこのうふうに考えておりましたし、また今後専門の水資源公園あるいは建設省等と打ち合わせの上可能であるならばこれも利用したい、かように考えております。

○加瀬完君 そこいらがおかしいですよ。可能であるかないかということが十二分に検討されて——単にこれは水だけの問題ではございせんが——これは空港の敷地として適当であるということではなければ、空港の敷地だけが決定されまして、水の取水あるいは排水、こういう問題の解決が全然できないということでは、これはどうも敷地を定めるにきめようがないと思うのです。

そこで、建設省に伺いますが、印旛沼の工業用水計画で、まず印旛沼工業用水計画そのものの概要を御説明くださいませんか。

○説明員(岡宗正義君) 印旛沼の工業用水計画につきましては、五井、姉崎方面に必要とします工業用水のために、おおむね毎秒五トンでございまして、四十数万トンの水を供給する計画に相なっております。その工業用水道の計画は、農業用水とあわせて、印旛沼の持ちます調整能力を利用して、利根の水をそこに入れまして、その調整能力を利用して取水する計画に相なっております。

○加瀬完君 大体いわゆる揚水量は秒二十ト

ン——十三・二トンが農業用水、六・八トンが工業用水、そのうち一・八トンが川鉄、その他が五井、姉崎方面の工場分、こういう御計画でございましてね。——そうすると、この二十トン以外に水を供給し得る水量というものを印旛沼は持つておりますか。

○説明員(岡宗正義君) 厳密に申せば、若干の余裕はあるかと思ひますが、いまのところ、いまお話しした水量を供給するだけと考えておるわけでございまして。しかしながら、印旛沼並びに導水路を水路として利用しますときは、さらに増量は可能なのでございまして。その導水路として利用します関係上、利根本川の水を入れなければならぬことになるわけでございまして。したがって、間接には利根川に依存することによって供給は可能になるかと思ひます。先ほどお話しした霞ヶ浦水系というお話がございまして、霞ヶ浦は大きな水源としてその場合一つ考えられるわけでございまして。

なお、詳しく申し上げますれば、利根川全体として考えなければなりませんので、昭和四十五年までの需要と供給につきましましては、水資源開発審議会からの答申によって、一応の計画が昨年三十九年の二月にできておるわけでございまして、それによりまして、上水道、工業用水道、農業用水道の所要水を合わせまして、おおむね百二十トンの必要量があるわけでございまして。それに対して、供給量といたしましては、主として水系一貫管理をいたします関係上、建設省の所掌する部分でございまして、中に農林省の所掌分もありまして、矢木沢ダム、下久保ダム、中川、江戸川緊急水利、印旛沼、以上が決定分でございまして、それに加へますに、いま着手しております利根川河口せき、本年から実施計画に着手します渡良瀬の神戸ダム、及び霞ヶ浦その他をもちまして、いまの必要水量を供給するわけでございまして、その場合に印旛沼を通ずる水としては、一応計画はさようになっておりますが、一日五万トンと申せば、毎秒にいたしますればわずかに〇・六トン

くらいに相なろうかと思ひますので、一トンないし半トン程度の水でございまして、利根川の供給計画に追加いたしまして、供給方法といたしますれば、印旛沼を通じて供給することが可能であるかと思ひます。

○加瀬完君 この印旛沼用水は、毎秒二十トンを取水するためには、印旛沼の貯水量だけでは足りなくて、結局利根川から導水をするという計画でございまして。その利根川の導水は、布川の流量を減らした残り百トンを減らない程度において取水をする、こういう計画でございまして。そうすると、一体布川の流量は、現状では百トンを割る日が相当数あるわけでございまして。もつと厳格に言うならば、印旛沼に取る場合には、その百トンに二十トンを加えて、それから印旛沼から下流に流すのが五トンでございまして、百二十五トン。それから今度は上流で東京都の水資源として取水するのが約二十トンでございまして。そうすると、結局、いままでの布川の流量を見れば、百四十五トンないし百五十トン程度の量がなければ、印旛沼の利根川からの取水はできないということになります。そうすると、毎年の統計をお示しいただくわけにはまいりませんけれども、概括、大ざっぱな計算で、布川の流量が百四十五トンを割る日というのは、大体どれくらいございまして。

○説明員(岡宗正義君) それぞれの湯水年によって異なりますが、本年におきましては、百五十トンあるいは百四十トンを割る日は相当ございまして。ごく最近におきまして、わずかに百トンを超過したという状態でございます。いまお示しの数字の中で、印旛沼に水を入れるためには布川において百四十トンないし百五十トンというお話でございまして、布川におきまして百トンあれば足りるわけでございまして、将来の計画といたしまして、栗橋地点におきまして毎秒百四十トンの水を確保することを目標にいたしまして仕事をしております。そのダムが竣工すれば、栗

橋百四十トン、したがって布川は百トン以上というようなことが確保されるわけであります。ちなみに、下流に必要といたします水は、おおむね五十トンでございまして。でございまして、本年におきましては百トンを割る日が相当ございまして、将来水資源の開発が進められれば、百トンは、最大の湯水年とはともかくといたしまして、相当の湯水年におきまして、百トンは常に確保できる計画にしたいと思います。

○加瀬完君 将来はわかりません。いままでは百トンを割る日が少なくとも三分の一はございまして。それで、布川で百トンあればいいというけれども、そうではないのじゃないですか。布川の下流に百トンを流さなければならぬという計画でございまして。それで二十トン取って、印旛沼をつないで五トン流して、そうすると百二十五トンのほうで取られるわけでしよう、東京の水道です。それから、二、三年前から比べれば、これから先は大体百四十トン前後の水が流れなければ、いままでのような状態で取水することは、印旛沼の場合にはできなくなります。

で、私の伺いたいのは、将来いろいろ計画して、印旛沼に布川地先から取水を容易にするという御計画でなければ、この問題の解決はできませんから、それはけっこうですけれども、いままでにおいては、布川の取水というのはなかなか困難な状態にあったのではないかと。たとえば、昭和三十年から三十六年までの流水百トン以下の日というのをちょっと調べてみますと、百日から百十一日あります。三分の一弱というものが百トン以下ですね。それから月によりまして、三十年の一月、二月、それから六、七、九、この三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、百十一日ございまして。それから三十一年は七十三日あります。一月、二月、それから六月、七月、九月、こういうところにかたまつて湯水日があるわけですね。そのときには、六、七、九ということになりますと、農業用水でもある程度要することになりまして、工業用水を十二分に取ることは困難

だ。一月、二月はほとんど五十二年分ぐらゐの統計がございすね、佐倉観測所の。それで見ましても、なかなか百トンをはこべる日にちというのが非常に少ないのです。

〔委員長退席、理事江藤智君着席〕

こういう状態でありまして、現状におきましても、農業用水を下流で取水をしましたら、塩分がたぐさ入って苗しろが枯れるという問題が何回か起こっている。本年なんかも若干そのさざしがございす。そこで、河口せきの問題とか、いろいろ出てきたわけですが、流水量がいままでよりも非常に減ってきているわけですね。こういうときに、さらに千葉県としては、この印旛沼から、もしもふえる分があれば、これを上水道資源として取るという計画がございすね。そうなるべくと、印旛沼の水というのは、実際に使えないのじゃないですか。非常に困難な状態にあるということになりませんか。

○説明員(国宗正義君) まず印旛沼の二十トンでございす、そのうち十八トンは昭和三十年の水利用処分にかかるとございまして、そのときの基準といたしまして、布川に百トンある時分には、最大十八トン入れるようにし、最近においては二十トンあればよろしい。その場合、布川に百トンを下らない場合においてという前提がついて、お話をうかがいまして、その百トンを下る日が多うございす。過去におきましてそのような日数がありまして、お示しのように、昭和三十年、三十一年、三十三年、昨年も相当あったわけがございす、そのような場合におきましては印旛沼において取れないじゃないか、こういうお話でございす、印旛沼に取水いたしましたものとえは二十トンは、そのまますべて二十トン行くとは仮定いたします、まさに仰せのとおりでございす、印旛沼自体に調節の力を持っておりまして、取り得るときに取って、その調節能力も利用して、いまお話しした水量は支障なく満足でき、かつ本川にも支障を来さないということ

計画は成り立っておるわけがございす。なお、上流において取水するお話の約二十トンにつきましては、これは上流で生み出した水でございまして、詳しく申せば、群馬県の矢木沢で生み出した水と、群馬県の下久保のダムで生み出した水、それらの合計を行田地先で取水するわけがございす、本質的にはそれは下流には影響を与えないことになっておるわけがございす。したがって、利根川の流況が栗橋百四十トン、布川百トンという流況が維持されれば、これは何らの支障はないわけがございす。ダムが竣工いたしますれば、そのような状態に——昭和四十五年までは必ず完成するわけがございす。早いものは昭和四十二年に一部竣工するわけがございす、さような状態がございすので、将来においてはとにかく問題は、いま申し上げた調整能力を利用いたしまして、最大において二十トンまで取水するのございまして、常時取水しなくても、調節能力で沼にためておくことによりまして、いまの計画は成り立つわけがございす。したがって、印旛沼から積極的に水を生み出すのではなく、利根本川で生み出した水——生み出す場所が逆に下流になる場合もございす、河口せきで生み出した水とか、あるいは将来考えられる霞ヶ浦の開発で生み出した水、そのうちの一部を印旛沼に取水いたしまして、やはり沼の調節能力に若干たよると思いますが、この場合は主として導水路的な機能を期待いたしまして、印旛沼を通ることによって取水は理論上可能であろうと考えておるわけがございす。

○加瀬完君 問題は二つあると思うのです。

一つは、印旛沼用水から取水するものが、現状では二十トンでございすけれども、二十トンではないわけがございす。というのは、事業資金関係の印旛沼開発事業の費用負担及び負担金の資金調達等に関する覚え書きというのが千葉県と農林省、建設省の間で取りかわされておる。これによりまして、一応県の負担分が三十六億、そのう

ち十二億五千万円は、これは五井、姉崎の五トンの負担金として水を受け入れるところの会社から負担をさせる、それで県費は使わないというたてまえになっておる。あとの分はどうか、かというところ、あとの分は新しくできてくる工場から負担をさせるのだというところになっている。しかし、新しくできてくる工場に水をやらなくて、負担をするばかりはないわけがございす。その水はどこから取るのだというところになります、これはふえくる水を新しい工場に回す、こういう形をとらざるを得ないのです。そうなるまいりますれば、水がかりにふえても、それは工業用水に振り向けられる。一部は上水道に振り向けられる。で、付近の農民は畑地かんがいなんかの水資源はどうするのだ。畑地かんがいとか、あるいはさらに、内陸といいますが、丘陵地帯の水田の用水なんかの水というのは、印旛沼からこの計画では取れないわけがございす。そうなるまいりますと、結局その水資源が水をつくるのが工場優先です、農業用水に使用しないわけがございす、十二分に余ればその水はみんな工場のはうへ向いていくわけがございす。それは具体的に飛行場ができて幾ら使うか、それらのものはこの中から生み出し得ないといは言いませんけれども、少なくとも印旛沼の水の計画というものはぎりぎり工業用水優先に、しかもそれは、負担金を取るためにはもう工業用水オンリーでやらなければならないような計画になっているわけがございす。そこで、かりに印旛沼の水が余ったところで、これを他に十二分に使えるという条件は現状の計画では出てこないのじゃないか、ということが一点。

それから、いまも水は足りないわけがございす、これは布川から取るということになっており、布川から取るということも取れないから、結局河口せきというのを設けて、そこでプールを設けて、そこから取るということに将来なるわけがございす。それほど利根の水資源というのはかかれていないのじゃないか、枯渇しているのじゃないか。霞ヶ浦のほうから入ってくることは別として、

で、利根の本流の水系だけからこの水を取ろうとしても、なかなか取れない状態にあるのじゃないか。結局、その百トンをはこべる場合というけれども、下流には下流でいろいろ問題があらう、もっと流してもらわなければ潮が上がる。河口せきができるという問題があらう、結局上からおりてくる水量というのが少なければ、やはり十分取れないわけがございす。このときも、下流のほうではいぶん反対があらう。印旛沼の用水計画でも、七十トン、七十五トンというものを最小限流してくれなければ潮が上がるのだ、それで河口せきの問題に発展したのですけれども、河口せきをつくりましても、それならばいまの二倍、三倍というほど布川で水がくみ上げられるかというところになります、布川の流量を当てにして安食からくみ上げられるかということになると、なかなかくみ上げられる状態ではないと思ひます。それは、一応計画はいたしたけれども、これは水資源が初めからオンリーでやったわけがございす、農業用水と工業用水とチャンポンに計画がされておるわけがございす、完全な工業用水をまかなうというよりは印旛沼用水そのものがいっていないのじゃないか。水は相当余るほどはここからは生み出すのは現状においては困難でございす。こういうことを建設省もお認めになるでしょうね。

○説明員(国宗正義君) 現状においては、お話をうかがいまして、印旛沼の開発によりまして、農業用水干拓分二十トン、工業用水五トン、これは五井、姉崎向けでございす。この計画だけではないのでございす、いまお話しした三十六億地元負担分の分担計画におきまして、私どもはもうも相談はございまして、将来印旛沼にふえるであろう水を当てにしてという話や聞いております、正確に申せば、建設省はその調印には実は加わっておりません。計画は承っておりまして、それはほかならぬ、新しい水が印旛沼地帯なりあるいは利根を通じてなり出るといふことを前提の話でございまして、どちらかというと印旛沼に余裕があ

るという見込みの話でございますが、私も必ずしも真正面ではそれに調印いたしているわけではございません。したがって、印旛沼につきましては、新規二トンの農業用水と、工業用水五トン、合計七トンだけを考へてゐるわけでございます。ちなみに、これは別にすでに以前から、先ほども申し上げましたように、昭和三十年におきまして、農業用水十八トン——非常に大きい水の量でございますが、それから川崎製鉄一・七トンだったと思いますが、そのぐらいの水はすでに印旛沼から取水の水利権が与えられてゐるわけでございます。したがって、農業だけにつきましては、以前の分は新旧合わせますと約二十トンあるわけでございます。これでもって農民の新しい干拓計画並びに土地改良計画に見合う数字に相なっているかと思ひます。

以上申し上げましたように、印旛沼はいまのところ新規の水が新しく出るといふことは公にオーストラリアされるものではございません。先ほど来私が申し上げたことは、印旛沼から余剰があるかないかとにかくとして、ないと仮定いたしました。利根川本川から水を補給を受けることによつて、その印旛沼を通じて供給が可能ということをお願いしてゐるわけでございます。いまお話ししたの霞ヶ浦ときめたわけではございませんが、河口せき、こういうふうなきめてかかれば、河口せきへ出た水を、河口せきからすぐポンプで持つてくるのではなくて、安食の水門を通じて取つても同じ勘定になるわけでございます。上で取れば——下のほうにできたものを下で取らないで上で取るわけでございますから、それは可能と考え方であらうかと思ひます。

○加瀬完君　そういう御計画はわかりません。しかし、現在利根川の累年平水量は、大体昭和十三年から三十一年ごろまで概算いたしまして何トンになつてゐますか。

○説明員(國宗正義君)　それは、利根川本川としては百三十億トンぐらい大体でございます。なお、問題と相なりまする渇水時あるいははんがい期における水として、栗橋百四十トンと割り、布川で百トンと割る日数は、いまお話しした年におきましては相当日数は出てゐる現状でございます。

○加瀬完君　私が農林省の関係で調べたところによりますと、累年平水量は一四三・二八トン——昭和十三年から三十一年まで、これより低い日が三十年では百六十七日、三十一年には百五十日、これだけ結局百四十トンと割るという場合がございまして、したがって、利根川の本流の水量といふものは、特別に施設しない限り、現状においてはそう豊富に他取水ができるような状態ではない。これは、印旛沼の干拓のときにも、それから工業用水に転換するときにも、非常に問題になつたわけですね。先ほど農業用水の問題がありましたが、農業用水に畑地かんがいは含めておりません。千葉県でも、農林省も、畑地かんがいは分まで含めておらないわけですね。ところが、台地帯は、畑地かんがいをしなければならぬような場合といふのがあつたわけですね。これはそう水というものは確保されておらないわけですね。ですから、印旛沼の水といふものは相当苦しい、こつと言わざるを得ないのじゃないかと思ひます。

算をされておるわけですね。それを申し上げますと、大体初めの計画は、水位は現状ではY Pの一・九五、洪水時はY Pの五・四六、それを計画ではY Pの二・五、洪水時を四・五、こういうふうに修正をしたわけですね。そうすると、この洪水時のY Pの四・五といふものの中には、周辺に飛行場みたいなものができて、一時に排水量がよけいになるといふ計算はなかつたわけでしょう。影響がございせんか。

○説明員(國宗正義君)　そのあたりになりますと、農林の計画に非常に関係を持つてゐるかと思ひますが、私どもの承知する限りでは、かりに富里に飛行場ができたとして、印旛沼の流域面積にそれが占める割合といふものは、その大きい値ではないかと考えますが、それにいたしまして、やはり取水能力とか流出の計数は変わつてきまして、早く水が出るという計算になるのではないかとと思ひますが、その影響がどの程度あるか、将来の調査に待たなくちやいかぬと思ひますが、その大きい影響を与えるものではないかと考えます。

なお、いま放水の計画、したがって、閉鎖堤防の計画並びに東京湾に向かつて排出いたします洪水排出のポンプを計画いたしておりますので、計画による五・〇メートル以下の水位でもって支障なく洪水を流し、平水位においては取水の能力を果たすことができると考えております。

○加瀬完君　初めから、花見川の用水池です。排水池ですか、その他いろいろ排水関係を完全に計画をした上で、最初の計画は堤塘の高さは五・五メートルであつたわけですね。それが、改定案といふのですか、計画水位は四・五メートル、そこで堤塘と結局洪水時の水位は一メートルの余裕高といふものを持つておつたわけですね。それを今度は、変更案では、最終計画といふことになりまして、堤塘の高さは五メートル、計画水位を四・三メートルとして、余裕高を〇・七メートルとるわけですね。この根拠は、十日間に六百ミリ雨が降るといふことであらば、堤塘の高さは五・五メー

トルでなければならぬといふのを、これを、それが一番佐倉観測所で行つた洪水時の最高ですが、その洪水時の最高の第三位をとつて、大洪水の場合はこれは堤塘から溢水してもしかたがない——しかたがないといふことは語弊がありましかれども、大洪水の場合は目をつぶらう、第三位程度の洪水ならばこれでおさまるであらうといふので、余裕高を〇・七メートルに押えたわけですね。しかし、降水量が同じでも、今度は流入の量といふものが違つてきますからね。一時にそうなつてくると、余裕高の〇・七メートルではたしてもつかもないかといふことは、最初の計画よりも、危険度といひますか、若干の心配がふえたといふことは、これは算術計数的に言へると思ひます。御存じのシルト層ですね。だんだん沈みまします。しかも、取水量が盛んになれば、地下水が汲み上げられる関係でさらに堤塘が落ちてくる。こういうことになると、若干これは心配の種がふえるといふことになりませんか。非常に排水量がふえるといふことになると、初めの計画よりも堤塘を下げたのですから、この中へたまる水といふものはふえてきます。そうなりますと、ちよつとこれは計画の基準雨量と水位の関係だけでは割り切れない、マイナスのアルファがついてくるということになりませんか。

○説明員(國宗正義君)　いまお話しした点は、水文学上いろいろ検討をやらなければならぬ問題でございます。いま直ちに返答はしかねるわけでございますが、何せ飛行場の計画はまだ確定したとは承つておりませんので、その辺の調査検討を待つた上で御答弁を申し上げるのが適當かと思ひますが、現在の計画におきまして、計画の堤防高に加えて、花見川に毎秒百三十トンの大量の排水ポンプを据えまして、洪水の疎通をはからしめますので、それとの関連において解決法はあらうかと思ひますが、いずれにいたしまして、計画の確定に歩調を合わせまして、調査検討の上御答弁を申し上げます。

○加瀬完君 詳しい数字はわかりませんよ。しかし、いま次長さんのおっしゃるような排水機のパルの活動というのを待っても、それは三日間の最高降水量二百七十八ミリ、こういうのを押えて一応堤防の高さをきめたわけですね。ところが、実際は三百ミリというのがあるわけですよ。第三位をとれば二百七十八ミリということ、これでどうやらバランスが合うだろうということであつた。ところが、今度は、降水量は二百七十八ミリでも、流入してくる速度と、それから量が、一時に来ますから、違ってまいりますと、どうしてもこれは余裕高そのものが若干おかされてくる、こういう傾向をいかなければいけないと思うのですよ。空港ができる、できないということとは別に、しかし、空港のようなものができる、まわりに大工場ができる、住宅ができる、こうなつてきて、もう地下に貯水される率というのが下がれば、これはどうしたって余裕高というものは狭められてくると思いますか、こういう傾向は認めざるを得ないと思いますが、この点はお認めになりますか。

○説明員(国宗正義君) 先ほども申し上げましたように、農林の計画とも関連いたしますし、やはり調査を待つてから申し上げるのが非常に完全かと思ひますので、いづれにいたしましても十分検討をしないかならないと、かように思います。

○加瀬完君 これは、この用水計画を変更するときから、堤防をつくつてもシルト層ではないか。したがって、堤防の地耐力といひますか、あるいは粘着力といひますか、こういうものが非常に弱い。したがって堤防をかりに五メートル築いたとこで、それが四・九メートルなり四・七メートルに下がってくるのじゃないか、また波浪とか風の吹き寄せとか、こういう場合には耐えられないのじゃないかということがだいたい議論をされたわけでございます。さらに、その貯水される中の水量が多くなるということになれば、これはどうした問題、心配も増してくるということにもならざるを得ないと思うわけですが、最も

降水量は十日間に六百ミリ、こういうものがあるのに三日間に二百七十八ミリというものを押えたというだけで、非常に洪水量が多いときにはこの堤防はもたないというところは初めからわかつておるのです。そうすると、六百ミリ降らなくても、十日間に六百ミリ降つたのと同じような結果が、まわりの無制限な開発計画とかあるいは飛行場のような大施設ができるということになれば、生まれてくるわけですね。それにも耐え得るという計画にはなっていないわけですね。ですから、これは十二分に農林省とも御相談をするというところでございますから、あとで、もしもかりに空港などができるという場合には、一体この堤防はもつのか、それから流入する水量というものは一体どう計算したらいいの、こういう点の御検討をいただくとともに、はたして空港そのものがつくられてこの用水計画というものに影響がないかどうか、こういう点も十二分に、これは農林省、建設省それぞれ関係のある省のようでございますから、御検討の上、十二分な打ち合わせをして、用水計画もだめになるというふうなことになるようにしていただきたいと思つてござい

す。

それから、これはまあ農林省に聞くのが妥当かもしれませんけれども、富里地域に空港ができました場合は排水の処理は、いまの水利関係から見れば被害が起らないで完全にいきますか。

○説明員(国宗正義君) 公共水域に向かつての工場の排水なり家庭の排水につきましましては、処理をいたした上で排水することにはいたし、被害者と加害者の関係が両方相成り立つような行政が現に公共水域において行なわれておりますので、ここにおきまして直接の工場排水的になりますかあるいは都市排水的になりますかによつて所掌いたします。部局を異にいたしますが、私ども河川局側から見ましても、処理をして害のないようにもつていけるのじゃないかと考えております。

○加瀬完君 これは直轄河川ではないと思ひますけれども、利根川水系で千葉県の根古名川という

のが毎年はんらんをいたしております、これは建設省にも陳情が多いと思ひますが、常時ははんらんの河川でありますことは御承知ですか。

○説明員(国宗正義君) 根古名川につきましては、建設省におきまして、昭和三十三年ぐらゐから中小河川として採択いたしました、改修にかかつておりますが、いまだその計画が完成しておらない状態でございます。

○加瀬完君 この水源はどこですか。

○説明員(国宗正義君) 佐原の西方に流入する川でございますから、おそらく印旛の裏側あたりから北総台あたりを流れてくる川ではないかと思ひます。

○加瀬完君 これは、御指摘のとおり、いわゆるいま空港の候補地と目されてる富里付近から流れ出るわけですね。北総台が源です。その北総台地が二千五百町歩なり三千町歩なり、先ほど申し上げましたように、樹木が伐採され、根がコンクリートやその他の舗装で完全におおわれるという形になりますと、根古名川を流れる水量というのはどういふことになりますか、一時的にどういう現象になりますか。

(理事江藤智君退席、委員長着席)

○説明員(国宗正義君) それにつきましても、同じく調査を待たなければそう断定的なことは直ちに申し上げかねますが、根古名川につきましては、一級水系に属する中小河川として、計画の規模も十分とおりますから、おそらく被害がなないように対処できることと考えております。

○加瀬完君 いまの被害対策は、現場の畑地地帯、山林地帯で相当降水量を吸収する条件の中から流れ出しておつても、相当の被害が毎年毎年あるわけですね。大体三百町歩ぐらゐは常時冠水——ちよつと雨が降ると冠水という状態です。そうでありましても、これが全部吸収源というものを取つてしまつて、いきなり降つた雨がそのまま根古名川に流れるということになれば、いまよりも被害ははるかに大きくなるということにはなりませんか。

○説明員(国宗正義君) 定性的に申せば、おっしゃるとおりでございます。しかしながら、一般に河川の流域は都市の開発あるいは農業のかんがい排水計画の完成に伴ひまして洪水の流出はこども早くもなつておるわけでございますので、沿岸の開発をもとより頭に入れまして、河道の調節、あるいは放水路、ダム等の計画等によりまして、一般的には処理いたしておるわけでございます。お話の根古名川につきましても、さうな状態が、森林の伐採、宅地の開発がどの程度の影響を及ぼしますかは、調査を必要といたしますが、それらを頭に入れた上で洪水計画はやつていふことと考えております。

○加瀬完君 根古名川の洪水防止計画というのは、むづかしいですね。といひますのは、まあ地域的に、この北総台地だけに雨が降るといふことはありませんが、北総台地に降雨量の多いときは、利根水系全般に降雨量が多い。根古名川水位より利根の水位が高くなり、根古名川が排水できない。そのために全部田畑に冠水するという形ですね。花見川の排水機みたいなものをつくれば別ですけれども、そういうものは住民の負担がこれにはたえられませんので、結局北総台地に空港ができるような場合は、一本の北のほうに流れる川でございますが、根古名川というものの被害といふものは、現状においては措置の方法がないということに私はなろうと思つた。これは十二分に検討して、根古名川がどうなる、その場合一体冠水田がどれくらいできてどういふ被害が及ぶか、この点は具体的に農林省とも打ち合わせいたしまして、いづれかの機会にまた資料を御提出をお願いしたいと思います。

で、北総台地は、一本利根のほうへ根古名川を通して流れます、ちよつと分水嶺になつております。一つは印旛沼に流れます。あとの一つは九十九里のほうへ流れます。九十九里のほうへ流れるのは、ほとんど川という川はないわけですね。それで、上のほうの田から下のほうの田にだんだん流れて、九十九里に注ぐという形になります。

そうしますと、いままでは一応、森林地帯、畑地帯ということで、洪水量が相当ありまして、ここでのためることもできませんでした、あるいはその被害も、今後の被害というものは少ない程度で済んだということも言えるかもしれませんが、大抵干葉も、それにしても、いままでにしても、大抵干葉から銚子のほうへ参ります総武線の北総台地の真下というものが、少しの雨でもすぐ冠水するやうに冠水地帯です。というのは、はける川がありまじから、被害もやはり相当あります。そういうときに、今度は直接にたぐわえるものがなく、ばつと下流に流れ出した場合は、その被害はもっと大きくなるわけですね、全然川がないわけですから。こういう点について、かりに空港をつくるという場合に、洪水被害というものは現状よりどう変化するかという点で、何か運輸省とお打ち合わせがございましたか。

○説明員(国宗正義君) 根古名川なり、富里を前提にする河川改修の相談はございません。いまお話し根古名川を舞台にいま直ちに答弁する資料を実は私は持ち合わせておりませんが、上流の森林伐採、農地の開発、宅地の開発によって影響を受けることはもとより事実でございますが、実は大河川のそばに流入する河川におきましては、本川の改修に影響を受けることもきわめて大きいわけでございますので、この内水を排除するための計画を今同五カ月計画におきましては積極的に取り入れて、支障のないように措置しているところでございますので、いまお話し根古名川のあるあたりにおきましては、必ずしも高水位を高くする計画ではございませんが、現に排水が困難な場合におきましては、積極的に内水排除の事業と五カ年計画の中に取り込んでいきたいと考えております。

○加瀬完君 いや、根古名川は済んだのですけれども、内水排除の施策をするところと、一番完全に農林省関係で建設省との協力のもとで行なわれていると思われのは印旛沼です。印旛沼も、先ほど申し上げましたとおり、これは三日

に三百ミリという洪水量になりましたら、排水機はききません。排水するほうが水が高くなってしまつて利根川への排水は全然だめです。花見川へ流して、検見川に流すはかないでしょう。そうすると、結局二つあった排水機も、一つしか使えないということになる。根古名川の場合、排水機を使えるような状態になるまでに、利根の堤防そのものが水がもたないというようになりなすたら、しばらくの間排水なんかということではできないのです。かりに排水機をつけまじと、その維持管理の費用というものは、その住民が負担をしなければならぬことになりまして、これは全部国費でやってくれば別ですけれども、なかなかこれは、言うはやすくして、行なつてまいります。負担が大きくてできなくなつてくるわけですから、ですから、これは根古名川は十二分に御調査をしていただければすくわりますから、それはおきます。問題は、根古名川でも何でも、川が一つあれば、まだ流れ道がある。全然流れる道がない北総台地の南側、九十九里に向いたほうです。ここには大体水田二千五百町歩くらいある。いつでも冠水をする水田が二千五百町歩から六百町歩くらいあります。これは川がないのです。そして、一時に水が出れば、被害が多くなるわけですね。概算二千五百町歩の土地がかぶつてしまふということになれば、二千五百町歩のところにその倍近い降水量が降つたのと同じことになりまじ。そうなるてまいりますと、この被害というものはばく大なものになつてしまつておる。こういう対策というものが、現状においては立てようたつて立てられないのじゃないか。しかも、これは農林省関係の問題になりますけれども、逆に干天続きのときは、もう水源がないのですから枯渇してしまふ、田が干割れるというわけにもなりまじ。ですから、空港設置なんかといつたつて、その空港の敷地の中の問題だけでなくて、まわりの産業経済に非常な大きな関係が及んでくる、そういう点もこれは御検討をしていただかなければならない問題だと思つたわけですが、これはまだ敷地がきま

たわけではございません、位置もきまらないわけでございますが、建設省はこういう点を御調査くださいまして、次官会議あるいは関係関係会議といふものがあるそうでございますから、十分この地元の不安といふものをひとつ解消するように御努力いただけまじ。

○説明員(国宗正義君) 北総台地の洪水に対する問題並びに水の補給対策につきまじしては、お話しのとおり、農林省経済局長と相談いたしまして、建設省といたしましてはできるだけ努力をいたしたいと考えております。なお、北総台地におきまして、私どものただいままで承知いたしておるまじところでは、農林省の指導のもとにおける土地改良計画がまじ必要だと思ひます。さうな場合に、おきまして、まず排水を行なう。かつ、水を補給するために用水が要ることになることは明らかでございますので、さうな用水が問題になつた場合に、おきましては、現在の計画の中におきまして解決をはかるといふ方向に打ち合わせをいたしておるところでございます。

○加瀬完君 用水計画の中に入つていないのでしよう。印旛沼から取水をする工業用水、農業用水の中には、北総台地なり印旛沼周辺の台地における畑地かんがいといふものは入つておりまじ。また、計数上入つてきまじね、水量の関係から、いま私はそういうことを問題にしているのではなくて、結局、その空港ができて、地の表面がおおわれた場合、洪水量というものが数字の上とは違つてくる。そういう場合の被害といふものをどうするかという点を伺つておるわけでございます。根古名川もそうでございますが、少なくとも印旛沼用水に対しては計画は若干狂つてくると思つたわけですね、洪水量の流出量が違つてまいりますから、で、こういう点をひとつ慎重に調査をいたしまして、運輸省と協議をしていただきたいと思ひますが、これは御承諾いただけまじ。

○説明員(国宗正義君) 飛行場がきまじしては、いまのお話の印旛沼、根古名川流域の北総台地等の対策をいたしましては、運輸省はじめ関係各省と相談いたしまして対策を立てたいと思ひます。

○加瀬完君 政務次官に伺ひますが、いまのような問題も十二分に検討して対策を立てていただきまじと、あとで種々のまたトラブルが起ることにならうかと思つたわけでございますが、こういう点は、いずれのところに位置がきまじまじしようとも、一応それぞれの地域の住民あるいは産業に及ぼす空港設定のあとの影響といふものを事前に御検討を願ひなればと思つたわけでございますが、この点はいかがですか。

○政府委員(大久保武雄君) ただいまだんだんの御質問でございました新空港設置と用水、排水の問題につきまじしては、関係する各省も広いことございまして、事務次官会議、また関係懇談会もございまして、それぞれの関係者の責任者が出席いたしてあります次第でございますので、今後設備にあたりましては十分協議をいたしまして、万全の措置をはかりたいと思つておる次第でございます。

○加瀬完君 運輸省に伺ひますが、毎日五万トンで水をを使うといふことになりまじと、その水というのは相当薬品なんか混合した浄化後の排水として出されることになりまじ。で、この浄化排水は、かんがいあるいは用水といふものに影響はございせんか。

○政府委員(堀内一彦君) 五万トンの水全部が有害であるといふふうには考えまじが、中で整備工場等てかりに農作物に影響があるといふようなものが出まじ場合には、これを完全に浄化するといふ措置は当然とるべきであると考えております。

○加瀬完君 この羽田の空港なんかの場合でも、その他の空港なんかの場合でも、排水には窒素分が非常に多いそうすね。そういうことを御承知ですか。

○政府委員(堀内一彦君) 窒素が多いといふことは聞いております。

○加瀬完君 これが田に入り、畑に入り、結局倒

伏するのです。稲なんか全部長く伸びてしまつて、倒伏して使ひものにならないということになるわけですね。しかしながら、窒素分を排水の中から除くという事はなかなかできませんね。排水路というのがありますか。これは、かりに富里付近に空港をつくった場合に、どの排水路を使うのか、こういう汚水に対する排水路は。

○政府委員(堀内一彦君) この問題は、農林省との重要な協議事項でございますので、富里にきました場合には、既存の排水路はどうなつておるか、あるいは新規な排水路をいかにつくるかというふうな問題につきまして、当然農林省あるいは農当局と相談すべき問題だと思ひます。

○加瀬完君 そこがおかしい。排水路が完全にとれるか、あるいは農作物その他産業上の影響が少なく済むか、それらが検討されて、この程度なら最大公約数ないじょうぶだから、ここに位置を決定しようじゃないかという運びにならなければおかしいじゃないか。位置がきまつて、空港の設定の運びになつて、そこで被害が起こつたら、そこで農林省と相談しよう、県と相談しよう、相談して排水の完全な設備ができなかつたら、排水路を設けようつたつて、どうにも始末がつかないという事になりますから、一体住民はどういうことになりまつか。私は逆だということです。そういうことを事前に、これは航空審議会もそうですけれども、いきなり私有権のあるところに、これは飛行場にいらないというきめ方をしておりますけれども、いいというのには、航空条件や場所だけ見ていいという事でなくて、受け入れ態勢がいいのか、住民に被害が及ばないか、地域の開発にマイナスの面がないか等、種々の点を勘案されて、そういうことを調査をされて、ここならだいいじょうぶという事を調査をされて、このならだいいじょうぶという事でなければ、一方的なきめ方では摩擦を大きくするだけのことだと思ひます。いま局長さんがせつかくお答えになりましたけれども、きまつてから対策を立てるということではなくて、この法案の内容を見ると、全部きまつてから対策を立てるということになってゐる。きまると前

に十二分な対策というものが考究されるべきじゃないか。次官會議というものは、そういうことでもやるべきだ。そういうことでなかつたら、農林省が出たり、自治省が出たり、建設省が出たりする意味がないと思ひます。なぜ事前にもつと、被害の及ばなくて済むように、あるいは被害を最小限度に食い止められるように、事前の折衝というものを、対策というものを検討されないのか、ここが私どもがどうも何回考えましてもふに落ちない。空港だけつくればいいという、こういうことでは、運輸省たりとも、ないはずですよ。

○政府委員(大久保武雄君) 排水につきましてもいろいろな問題がありはせんかというお尋ねでございまして、排水の質等につきましても、化学処理にしましては、ただいままでもいろいろ考究いたしてございまして、たゞいままでもいろいろ考究いたして、公害を及ぼさないような万全の措置をとつていきたいと思ひてゐる次第でございまして。○加瀬完君 それはあたりまえでしよう。そういうわけにいくかという事です。ここで、海ならばすぐ海に流すということができるし、大きな川があればその川に流すこともできるが、流れる川もないじゃありませんか。しかも、大体田を伝わって流れてゐる形です。九十九里のほうに向いておる。その場合、工場用水であらうと、何であらうと、窒素分の非常に含んでおるとおっしゃられるようなものを流されれば、その田はみんな倒伏してしまひますよ。そういう対策というものが一つもなく、空港はつくりますと、何とかその被害のないようにいたしますと云つたところで、住民の側からすれば、一体排水をどうするのだ、おれのほうの田に流さないという方法があるかといへば、それは何も考へておらない。それでは安心がでない。もつと出直して、地元で被害がないように、いづれのところに空港の敷地がきまらうとも、この場所にはこういう対策、この場所にはこういう対策というもので、これでどうだというものを示してくれなければ、政府としては不親切だと思ふ。南のほうには流す川がない。どうし

ますか。○政府委員(堀内一彦君) ただいまお答えしましたように、窒素分の分量というものの他、これは農業にどういふ影響があるかという点を農林省等と打ち合わせまして、排水の施設をいかに行なうかというふうなことは当然考へまして、付近の住民に、いわゆる公害と申しますか、そういうものがでるだけ及ばないという措置を講ずる所存でございまして。

○加瀬完君 ですから、いま何も私は浄化水だけを問題にしてゐるのではないけれども、洪水量のほけ口といったような点も、はけていく川というものも、常時洪水のある川ということでは、全然効用がない。どういふ地域ということを検討して、一体適当な不適当なかという調べ方をもちつて進めていただかなければならぬのじゃないかということをお願いをいたしてゐるわけですよ。これは航空写真をとつて、上のほうからごらんになつたのかもしれないが、実際に下におりて、現在の田畑の状態、あるいは住宅地、部落の状態、こういうものをも調査をしないところにそこを来たしてゐるのではないかと思ひます。空の上からだけ写真をとつて、大体ここは平らでいいだろう、こういうきめ方をされては、下に住んでゐる住民はたまつたものではない。検討が不足ではありますせんか。単にこの水の問題だけじゃございませぬ。ただ一つ水の問題をとりましても、全然その水の対策がないと、こういうことではどうも困ると思ひます。で、重ねて聞きますがね、ここです使われる油は一体一日どのくらいの量になりますか。

○政府委員(堀内一彦君) ただいまピークで年間四百萬トンという程度でございまして。○加瀬完君 四百萬トンの油を使うわけですから、この油の廃液というものの何処処理をしなければならぬことになりまつか。○政府委員(堀内一彦君) これは主として航空燃料でございまして、廃液という問題は起こらないんでないか。もちろん、若干の工場ができる

に思ひますから、そちらのほうの問題は起こつてくるといふことは考へられますが、大部分は航空燃料という事でございまして、一般の工場のような廃液の問題という事はそれほど起きないんじゃないかと思ひます。○加瀬完君 その油はどういう形で——油送管みたいなのでここまで運んでくることになりまつか。

○政府委員(堀内一彦君) 現在、私どもの腹案といたしまして、これは全く腹案でございまして、かりに富里にきまらう場合には、海岸地帯からパイプでもって運ぶというふうな計画をすることが最も能率的、経済的じゃないかと、かように考へております。○加瀬完君 それは千葉の海岸ということですか、東京湾ということですか。○政府委員(堀内一彦君) 現在、千葉の海岸にするか、あるいは東京の方面にするか、この点はタンカーその他の関係、あるいはいろいろの立地条件、これもやはり港湾局等とよく打ち合わせてやりたいと思ひますが、いづれにしても東京湾内からパイプで運ぶというふうな腹案でおります。

○加瀬完君 で、その結局、油送管の敷地並びに油送管の敷設、そういう費用というものはおきめになつた予算の中に含まれておるわけですね。○政府委員(堀内一彦君) 現在、油送管の問題は一応見込んでおられますけれども、いづれにしても千八百億あるいは二千億というふうなオーダーの数字でございまして、いづれの数字につきましても今後状況によつて変わつてまいるということでは当然でございまして。○加瀬完君 それは概算どのくらいという計算はないですか。

○政府委員(堀内一彦君) 現在、この油関係につきましましては、全体で六十八億という程度のものを見込んでおりますが、これはただいま御説明しました海岸からのパイプのほかに、貯油タンク、あるいは、いわゆるハイドラント・システムという

ものによつて、地下のパイプによつて飛行機に給油をするというような施設一切、しかもこれは第二期計画まで含んでの数字でございます。

○加瀬完君 そうすると、かりに富里だとすれば、空港の建設費が千八百八十億、緩ヶ浦にするに二千二百二十億、その内訳が、富里の場合にすれば、油関係は六十八億、あとの千八百何億というものの内訳はどういうことですか。

○政府委員(堀内一彦君) 概算で申しますと、用地費として八百億、それから基本施設、すなわち滑走路、誘導路その他三百八十億、それからターミナルビルあるいは貨物ビルというものが二百四十二億、たゞいま申しました給油関係が六十八億、それから航空保安施設約二十九億、その他構内の道路、駐車場その他のものが百三十億、そのほかにこれらをやつていきます場合の一般管理費として百三十五億、公団のやりやす事業として千七百八十八億ということになります。そのほかに運輸省の直轄事業約八十四億、これを合わせまして千八百七十二億円ということになっておりますが、運輸省直轄事業と申しますのは、管制施設——これは公団ができました、航空管制は國が一元的に全国をやりますので、この新空港におきまして、管制は國がやるということになります。そのほか税関あるいは入国管理、動植物の検疫等の庁舎というものを含んでおります。

○加瀬完君 用地費の八百億の内訳はどういうことになりますか。

○政府委員(堀内一彦君) これは、用地買収、移転補償あるいはつけかえ補償その他の費用を見込んでおります。

○加瀬完君 買収費は幾らですか。

○政府委員(堀内一彦君) 買収費につきましては、現在まだ具体的にきまらないわけでございますが、これに幾ら算入してあるかという点につきましては、いろいろ問題がございますし、またこのいまだで申し上げました数字も、初めに御断わりしましたように、一応の試算でございますので、坪幾らというふうなことではちよつと申し上げ

げにくいわけでございます。

○加瀬完君 買収はですね、公団で自由に価格をきめられると、そういうたてまえをとつておりますか。

○政府委員(堀内一彦君) 公団とそれから地主との間の話し合いというものが基本になると思ひますが、もちろん公団が地主の要求した金額をそのまま払うということとは、これはできないというふうに考えます。しかし、できるだけ地主の要望に沿うように、公団も努力し、また政府もこれについて裏づけを与えるように努力するということには当然でございますが、全く公団の自由ということにはならないと思ひます。

○加瀬完君 この前、建設省に質問をいたしましたときには、こういう公共用地の取得については、閣議の申し合わせ事項があるので、それでやるとだということお話をございましたが、公団の場合には、それにはかわりなく、買手者と売手者との相対で値段をきめるということになるのですか。

○政府委員(堀内一彦君) これは、この前の予算委員会でも、建設省のほうから答弁があったこととございしますが、公団でございしますから、やはり公共用地の取得に伴う損失補償基準案というものが一つの基礎になるという点は間違いないと思ひます。私が先ほどできるだけ地主の御要望に沿うように努力すべきであるということをお申し立てしたのは、この要綱の運用の範囲というものが全く機械的にきまるということではないということで、できるだけ弾力的に運用して、地主の御要望に沿うべきであるというふうに申し上げたわけでございます。

○加瀬完君 これは政務次官に伺いますが、先ほどもちよつと申し上げたわけでございますが、賛成とか反対とかいひましても、富里付近の場合には、結局その買上げ価格が幾らだということによりまして賛成にもなれば反対にもなるという層が相当あるわけです。そこでですね、買上げ価格場合は、大体それぞれの地域の標準を出して、これくらいは価格で買上げをするのだがどうか、あるいは移転補償の場合はこういう基準で行なうのだがどうか、こういうものを國が出せなければ、県等を通じてはつきりとした線を出して賛否を明らかにさせるという方法をおとりいただくわけにはまいりませんか。

○政府委員(大久保武雄君) いよいよ具体化してまいります過程におきまして、たゞいま御質問のような趣旨で地主と御相談を申し上げるということに相ならうかと考えております。

○加瀬完君 いや、位置が決定をしましても、価格が安ければ売らないというのが大多数です。まあ、そういう意味の、先ほどもちよつと申しましたのが、百万というのがいつの間にか四割上がったのかと大臣はおっしゃいましたけれども、百二十万なり百四十万なりという値段がいまは甚だ盛んに流布されている。そこで、かりに賛成だ賛成だと言つたって、位置がきまりまして、いざ土地の買収の折衝のときに、これは三十万でなければだめですとか、五十万でなければだめですというところになりますと、これは一挙に、一〇〇%の賛成が一〇〇%の反対に回ります。そういうことになりますれば、事実において敷地の獲得というのはいかなることになりますか。そういうことを防ぐために、緩ヶ浦にいたしまして、あるいは第一候補とおっしゃる富里にいたしまして、富里の場合には、緩ヶ浦にいたしまして、緩ヶ浦の場合ならば漁業補償はこうだ、こういうものを出して、それで説得をするという方針をどうしておとりにならないのですかね。

○政府委員(大久保武雄君) たゞいま法案審議の過程でございますから、具体的な数字を申し上げるという段階ではございしませんけれども、いずれ御可決をいただきますと、具体的に地主と御相談をする場合におきましては、いまお話をございしましたような具体的な数字をもつて御交渉する、その場合には、できるだけ適正な、地主の立場も考慮した価格をもつて御折衝をいたしたいと考えておる次第でございます。

○加瀬完君 それはね、折衝するには値段を出す

のはあたりまえですよ。値段を出さなければ折衝にならない。適正とおっしゃいましたけれどもね、適正な価格ということであつては、地主の要求というものはいれられないですよ。先ほど局長の御説明のように、一つの閣議申し合わせの基準というものをいいていくとするならば、二十万か三十万かしらないものを、百二十万の、百三十万のという値段をつけられるはずのものではないと思ひます。具体的にいうならば、富里村の中学校の場所は、固定資産税の評価は坪三百円です。それを百五十万で買つという、いかに地主の要望をできるだけ聞きまして、政府やこれに準ずる機関が、そんなべらぼうな値段で買つことができませんか。できたら、これは決算委員会の大問題です。ですから、そこまでする話で逆転するということではどうにもなりませんから、あなたの方のほうで言えないなら、知事なら知事に委嘱して、大体の値段はこれだ、これで承知ができるかどうか、獲得できるかどうか、こういう点を私は念を押して、それから場所の選定というものをきめなければならぬかと思ひます。といひますのはね、先ほど局長さんのほうから御説明があつたわけでございますが、航空法の三十九条の五号は、「飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。」という条件がありましよう。ですから、位置をきめて折衝をしても、私は安から売らぬよというところになつたら、これは、公団はここへ空港をつくりましようという申請ができないことになるのです。それはそう解釈してよろしいですね、局長さん。

○政府委員(堀内一彦君) その場合に、どの程度の反対の方がおられるか、具体的にそういうような問題との関連もございしますので、すべての方が全部売るといふところまでいかなくても、私は、三十九条五号の要件を満たす場合もあり得る、これはその場合における現実の事態に即して考えるべきである、多くの人が反対であるという場合に

あるいは移転補償の場合はこういう基準で行なうのだがどうか、こういうものを國が出せなければ、県等を通じてはつきりとした線を出して賛否を明らかにさせるという方法をおとりいただくわけにはまいりませんか。

○政府委員(大久保武雄君) いよいよ具体化してまいります過程におきまして、たゞいま御質問のような趣旨で地主と御相談を申し上げるということに相ならうかと考えております。

○加瀬完君 いや、位置が決定をしましても、価格が安ければ売らないというのが大多数です。まあ、そういう意味の、先ほどもちよつと申しましたのが、百万というのがいつの間にか四割上がったのかと大臣はおっしゃいましたけれども、百二十万なり百四十万なりという値段がいまは甚だ盛んに流布されている。そこで、かりに賛成だ賛成だと言つたって、位置がきまりまして、いざ土地の買収の折衝のときに、これは三十万でなければだめですとか、五十万でなければだめですというところになりますと、これは一挙に、一〇〇%の賛成が一〇〇%の反対に回ります。そういうことになりますれば、事実において敷地の獲得というのはいかなることになりますか。そういうことを防ぐために、緩ヶ浦にいたしまして、あるいは第一候補とおっしゃる富里にいたしまして、富里の場合には、緩ヶ浦にいたしまして、緩ヶ浦の場合ならば漁業補償はこうだ、こういうものを出して、それで説得をするという方針をどうしておとりにならないのですかね。

○政府委員(大久保武雄君) たゞいま法案審議の過程でございますから、具体的な数字を申し上げるという段階ではございしませんけれども、いずれ御可決をいただきますと、具体的に地主と御相談をする場合におきましては、いまお話をございしましたような具体的な数字をもつて御交渉する、その場合には、できるだけ適正な、地主の立場も考慮した価格をもつて御折衝をいたしたいと考えておる次第でございます。

○加瀬完君 それはね、折衝するには値段を出す

ともでしよう。賛成のような形でもって進めて、あとで反対されたって、始末のつかないことと同じでしょう。そこで出してみてだめだといったら、あなたのほうで考えるか、違う場所をさがす

しても、財政当局と十分意見を調整した数字でございませぬ。したがって、用地費等につきましても、ここでもってその内訳を申し上げることはちょっと御容赦願いたいと思います。

いま御質疑がございましたような、相当な騒音の問題もございますので、できるだけ地上に迷惑の及ばないようなことを考慮する必要があるかと存じます。かような点もあわせ考えながら地域設定をい

というようなグループの人と、こういう二種類の欠格条項がございます。で、後者のほうが、ただいま御質問になりました国務大臣あるいは国会議員等という方々でございますが、趣旨としては、や

はり公団の役員として専念するということは不可能であらうと思ひますが、法律をもつてここに明らかにするのには必ずしも適當ではないというように、今後はいくつかの欠格条項から削除をしようというところで、全体の方針がきまりましたので、この法律案も、その趣旨に従ひまして国務大臣等をはずした、こういうことでございます。

○浅井亨君 ちよつと私がお聞きします意図とは違ひです、私が聞き違ひか知りませんけれども、前にあったというところは、何かそこになければならないという理由があったのじゃないでしょうか。前のときに、鉄道建設公団なんかはありすね。そのあったというところは、これがなければいけないという理由があったのじゃないですか。

○政府委員(堀内一彦君) 先ほど申しましたように、いままで規定されておつたというところは、専従することができないというふうな意味におきましてあつたわけでございますが、国務大臣等につきましては、積極的に法律でここに列記しなくてもいい、むしろ、列記しないほうが適當ではないかというふうな考え方から、従来の立法例を今回改めて、今回その方針をきめられた後におきましては、ただいま申しましたように、はずしてある、こういうことでございます。

○浅井亨君 それじゃお聞きしますが、はずしたのと、はずさないのと、そこに何か差というものがあつたんですか。考えられますか。

○政府委員(堀内一彦君) 従来は法律的にそういう規定があつたということ、今回は、法律的には規定がないが、実際問題としては、従来と同じように運用されるということで実際問題としては差はない、ただ形式的に変わつてきた、こういうことであらうと思ひます。

○浅井亨君 形式的にだけ削除したのですか。

○政府委員(堀内一彦君) 結果におきましては、形式的にはずれたということでございまして、はずした趣旨というものは、いま申しました二つのグループと他のグループというものと同列にとらえてあげるといふことが必ずしも適當でないという

う考えのもとにはずした、こういうことでござい

○浅井亨君 そうすると、いわゆる形式的であるということになると、前のこの法をつくるときには形式だ、この私どものほうで判定しているのですが、法に形式というのではないでしよう。ある以上は、やらなければならぬ、実行しなければならぬ。

○政府委員(堀内一彦君) 私の申しました形式という意味は、形式的という意味の形式という意味でございまして、形としてそういう法律のていさいになつておつたということを申し上げておるわけでございます。

○浅井亨君 実は、これは衆議院のほうですけれども、田中政府委員という方のお答えの中で、「実はいろいろの点で不統一が非常に目立っておりますのでございまして、こういうふうな御答弁をされております。」「いろいろの点」といふのはどういふ点ですか。これははっきりしないのです。

○政府委員(堀内一彦君) 私はいまその速記を読んでもおりませんが、あるいは見違ひな御答弁になるかもしれませんが、従来の法律において、国務大臣等が列記してあつた、最近提案された法律案には列記してない、そういう点で統一を欠く、こういう意味ではないかという推測をいたします。

○浅井亨君 しかし、これが省かれておりますと、やる人があつたらどうしますか。

○政府委員(堀内一彦君) 国務大臣等が公団の役員に任命されるということは、事柄の性質上、私は実際問題としては考えられない、したがつて、ここに列記することは必要ではない、かように考えます。

○浅井亨君 それはあなたの主観でしよう。もしこれをやたらどうしますか。これは、ない以上は、やれるということですからね、任命された場合

ておりますが、運輸大臣はそういう任命をされないと、かように考えております。

○浅井亨君 ざれないと思ふのは、あなたの方の主観なんです、ある以上はできませんが、なけねば、そういう任命があつた場合にどうしますか。それは、いままでのこういうところの幹部の方々に、いろいろな問題が出てきているわけなんです。それは私もある程度あつちこち聞いて知つておりますけれども、それは申し上げませんけれども、そういう場合があるというところは考えられなければならぬ、こういうふうに思ふのです。この条項がある以上は、そういうミスはないと思ひますけれども、ないとなつて、ともすると、そういう危険性がある、こういうふうに私は考えます。そうすると、そういう場合に、いろいろなおもしろからざる問題が起きた、こういうふうになつたときにどうしますか、それを心配している。

○政府委員(堀内一彦君) 従来の法律にももちろんありました例として、国務大臣、国会議員ということになつておられますので、このような職にある方をこの十三条の欠格条項から削除しました、国務大臣なり国会議員という方がこの公団の役員になるというところは、私は実際問題として考えられない、したがつて、ここに列記しなくとも、いま御指摘のような弊害というものは起こり得ないのではないかと、かように考えております。

○浅井亨君 それは衆議院のこの記録を見ますと、このようなことも書いてあります。「適當でないならば任命権者が任命をする場合に、実際問題としてそういう任命を避けたいといふではないか」といふことを私たちが考えまして、「と、こういうふうな書いてあります。」「避けたいといふではないか」といふことは、避けないかもしれせんね。

○政府委員(堀内一彦君) 私は、いま、その速記録が手元にございせんませんが、私の見解といたしましては、国務大臣あるいは国会議員というような職にある方が公団の役員になるということ

は、実際問題として起こり得ない。したがつて、ここで法律案の十三条に列記しなくても実際上の問題が起きないというところで差しつかえないのではないかと、かように考えております。

○浅井亨君 それは見解の相違ですが、起こり得ない、こう言ふのです。その条項がない以上は起こり得る。とするならばと考えるのは私の考え方だから、こういう団体のいわゆる幹部の方にいろいろなさされるような問題が起こつてくる。私も一、二知つてゐるんです。そういう問題が起こりはしないというのを断定はせられませんが、でも、法の上に定められておらなかつたら、やはりそれが起こり得ると見ていいのじゃないか、こういうふうな考えをのびます。この点がどうしても私、納得いかないのです、ほかのほうは全部賛成なんですけれども、なぜこれを除いたのか。除かなくてもいいのじゃないかと言ふのです。あるま、そのままだいいのじゃないか。これはあつたら差しつかえがあるのですか。いままであつたのですから。それを置いても差しつかえないのじゃないですか。そうすれば、われわれは安心できるわけですね。ないという、いままであつたものをなくすると、そこそこ心に心配になるものがあるのです。あなたのほうでは、そういうことは起こり得ない、こういうふうにおつしやいますけれども、それじゃ、これはあつてもいいじゃないですか。これをわざわざ取る必要もないじゃないですか。めんどうくさいのですか。

○政府委員(堀内一彦君) 私は、従来法律にあつたのでございまして、その法律がでがが悪かつたというふうな意味で申し上げておるわけではございませんので、ここに列記することが必ずしも適當ではないということで、今後の法案につきましては、すべてこういう点を削除しようというふうな方針のもとに行なわれたわけでございまして、これを削除いたしましたも、実際問題として弊害は起こらないというふうなことを考えております。

○浅井亨君 いま、あなたのを聞いていますと、ここに列記することは適當でない、こういうふう

にいまおっしゃいましたが、じゃ適確でないという理由はどうなんですか。あってもいいんじゃないですか。

○政府委員(堀内一彦君) 必ずしも適当でないと積極的に規定することは。そういうふうに申しましたわけでございまして、国務大臣あるいは国會議員という職にある方の欠格というものを十三条に他と並べて書くことは必ずしも適当でない、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○浅井亨君 ただ、そうすると、適当でないという、そこがはっきりしないのですが、どういうわけで適当でないか。前にあったのをいまだ取る必要はないと思う。私は、二、三日、この文章だけ見ていたのです。なぜ、いまだであったものを取らなければならぬか、お聞きしますと、適当でない。適当でないという理由は何だという、こういうふうな考えでいきますと、もしもこれがあれば、そういうミスは起こしませんけれども、もしもそういうようなことがやられた場合に、ということをお考えをされないのです。これは何としても私は納得できない、こういうことであります。わざわざ削除する必要はないじゃないか。あまり理論的にどうとかいうのではないのです。先を危ぶむのです。いわゆるこういうようなところで汚職が始まったり、また事件が始まったりするといふような気持があるわけなんです。それは私の主観なんです。あなたのほうでは、そういうことはあり得ない、というふうにおっしゃるのですけれども、私のほうでは、ありはせぬだろうかと、こういうふうにおっしゃるのです。一、二、そういう問題を知らずにおりますから、だから、そういうふうにおっしゃるんです。こういうところを羅列することは適当でない。それじゃ、いまだで何で羅列してあったか、こういうことを考えるわけです。何べん押し問答しても、そういうことになりません。あなたの主観、私の主観、あったものがなくなつたのですから、あなたのほうはそれを説明する必要がある。

○政府委員(堀内一彦君) 先ほどから申し上げて

おりますが、ただいま、あなたの主観ということばがございましたけれども、これは私の主観と申しますより、前回、衆議院の委員会におきまして、内閣法制局のほうで答弁しておりますことと、いま私が答弁しましたことは、趣旨において変わりないというふうに思います。したがって、内閣法制局が内閣を総合した考え方として述べていることを私が申ししておりますので、決して私の主観というものではございませんのであります。また、いまだ何か御心配ということでございますが、国務大臣、国會議員が公団の役員になるということは、私は実際問題としては全く起こり得ないのではないかと考えております。

○浅井亨君 わかりました。あなたのほうでは、おっしゃるのですが、私としては、どうも、あることをわざと取りのける必要はないじゃないか、こういう私の結論なんです。

○相澤重明君 委員長、きょう何時までやるかというところもあるし、いま質問者も、ここに柳岡君もおりますが、そこで、まあ、あとの、ほかの関係がなければいいんですが、運輸委員会のほかの行事も控えておりますし、その時間、だから、いつまでもというわけにはいかないと思うのです。そこで、いままで、大臣、政務次官、局長の、いろいろ質疑の中で御答弁もいただきましたが、委員各位の意見の中にも、現地を十分把握しなければいけない、こういう意見もあり、私から動議として、現地をひとつ見たい、こういうことで飛行機による現地視察を行なう、こういうことを提案したいと思うのです。それで、委員長理事打合せ会でお取り計らいをいただいで、できるならば慎重審議をして、しかも現地調査もして、政府の意のあるところ、われわれ委員会の各委員の意向というものが十分にひとつ反映をしていく、こういうふうな取り扱いをしてもらいたいと思

う。そこで、動議を提出いたしますので、ひとつ委員長、お取り計らいをいただきたいと思う。

○委員長(松平勇雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記を起こして。

ただいまの相澤委員の動議に対しては、理事会の結果を御報告いたします。

十七日午前九時半、参議院玄関に集合して、羽田飛行場に向かい、飛行機にて現地視察をすることに決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記を起こして。

では、質疑を続行いたします。

○相澤重明君 政府にお尋ねしておきますが、この公団ができた場合の役員、先ほど浅井委員からも、十三条の御質問がありました。公団の役員が、総裁、副総裁、理事六人以内、監事二人以内ですが、そういうふうな言われておるのであります。公団の総裁、副総裁というのは、きわめて大事な人事だと思つたので、これは、こういう交通関係等に関する人を選任するのであるか。それとも、まるっきり畑違いの者を持つてくる、こういうことなんでしょうか。それはもう公団が発足をしてからだと言へば、それまでだと思つたのですが、しかし、少なくとも、公団をつくるという構想がある以上、そういう人事の問題について大体政府のお考えというものが私はあると思う。そういう点について、ひとつお聞かせをいただきたいと思つたのです。

○政府委員(大久保武雄君) 相澤委員の御質問の点は、非常に重要な公団でもございしますから、第二国際空港公団の持つておる使命をよく御理解をいただく方を選任したいと考へます。

○相澤重明君 政務次官の答弁は政治的な答弁だからね。しかし、確かにどんすばりというところはなかなか言えないことも私にもわかるような気がするのだけれども、従来政府がつくる公団、公社、こういうものについて、まるっきり門外漢、

こういうことであつてはならない場合が多いのではないかと。そういう点で、政務次官の味のある答弁は実はいま聞いたわけなんです。が、いまだ、何といひますか、御説明ができる道はありませんか。

○政府委員(大久保武雄君) 世界でも、ニューヨーク、パリ、東京と、こういう世界の三代表地点の一角を占める人事でございしますから、相澤委員の、なるほどとお考え願えるような人選をいたしたいと考える次第であります。

○相澤重明君 私の一昨日質問した、国が直轄でやる、きょうも資料を御提出いただいた、国際連合の中の大きな国はほとんど直轄である、こういうことから考えると、直轄ということになるれば、どんすばり出てくると思うのです。けれども、いま公団方式をとつたために、そういう点が私は相当やはりこれから大きな関心事になるだろう、こう思うのです。そういう意味でお尋ねをしたのであります。政務次官の政治的な配慮による御答弁なので、きょうはそれ以上はお答えをこまかくとるのもむづかしいと思つたから。

その次に、総裁、副総裁、理事等の報酬といひますか、そういうものは、いままでの公団、公社といふようなものとお考えになつて、予算といふものは組むのか。それとも、いまお話しのように、英、米、仏、日本といふような世界のトップレベルだ、こういうことで、新構想に基づく新公団の役員にふさわしい給料というものを考えるになつておるのか、この点を、大事なことでありますから、お考えを聞いておき、もし一つの基準といひますか、そういうものがあつたら、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(堀内一彦君) この公団の役員の給与につきましては、いろいろな段階が内規で定められてございしますが、私もとしましては、今度の公団が非常に重要な使命を持つておりますので、既存の公団のうち最も重要であるといふような公団と同じような程度の給与といふものを定めるといふことで、関係の向きと折衝をしたい、かよう

に考えております。

○相澤重明君 いまの御答弁で、平面的な解釈によると、現在ある公団、公社のいわゆる総裁、副総裁というようなものに見合う、あまり悪くない、そういうような報酬が出るような交渉をしていきたい、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(板内一彦君) いかにこの公団が重要であるからと申ししても、従来のいろいろな例を打ち破るということもなかなか困難であると思えますので、できるだけ従来の公団等におきましては一番上のランクというふうな給与を設定するというようなことで折衝をしたい、かように考えております。

○相澤重明君 次に、先ほど加瀬委員からも御質問があったわけですが、この公団法の中に盛りされていることは、大多数のことが政令に委任をすることが多いように思われる。政令によるというものが、この点は、法律上のためまえからいけば、もっと法律というものは目的を明確にして出すというのが、議会のためまえで私はあると思うんです。まあ、しかし、一応政府の提案しているものは、政令によるというものが非常に多い、こういうことでありますから、この点は、政府がこの公団をつくった後に、いわゆる法律が通った後に公団ができ、そして政令によるものもその仕事ができるということ、議会の監視をするという立場に立つわけでありすけれども、一応議会の手を離れたということになって、まあ思わざる政令が、実は法律を上回るとは申し上げませんが、そういうようなことになって、先ほどから各委員の御質問にあつたように、心配ごとが多くなるということのないように、私はやはりしなければいけないのじゃないか、法律上で明らかにするものはしていくのが本来のたてまえと私は思うのですが、そういう点についての政府の見解というものをおきたい。

○政府委員(大久保武雄君) 法律を御提案申し上げ

ますたてまえといたしまして、ただいま相澤委員から御指摘の精神はまことに私もそのとおりだと考えております。今回の第二国際空港に關しましては、特殊の用地設定等の事情がございますので、政令の面が多くなりましたことは、まことに遺憾とするところでございます。しかしながら、国会で皆さまに御答弁申し上げました趣旨を逸脱するといったような政令を設けることはございませぬし、十分御意見並びに答弁申し上げました点にかんがみまして、今後、政令の設定をいたしたいと考えておる次第でございます。

○相澤重明君 それから今回政府が提案しておるその中心は、飛行場の用地の問題については、千葉県富里あるいはその付近のところ、あるいは茨城県霞ヶ浦というところに重点を置かれておるようでありまして、さきの新東京国際空港計画案というものが審議会の答申の線で行なつたのです、これは、ところが、御承知のように、おととい、在日米軍司令官ブレストン中将と小泉防衛庁長官が会談しておるわけですね。これによって、実は茨城県水戸射撃場の移転の問題、それを従来政府は長期にわたって検討をされておつたが、もうこれはあまり長期にそのままだけに意図交換とかぬというもので、かなり突っ込んだ意見交換というものも行なわれたと私も理解をしておるわけなんです。新聞報道なりテレビ放送等いろいろ行なつておりますから、伊豆の利島に置くとかどうとかいう話も出ておるようでありまして、それと同時に、実は在日米軍の司令官も非常に頭の痛いのは、厚木の飛行場なんです。これは先日私が申し上げましたが、米軍のハウスに横田の戦闘機が墜落したために、米軍の家族がなくなつた、こういうことで、この問題についても相当頭を痛めておるというのが、現在の在日米軍の司令官の人たちの意見のようです。そうしますと、きょうも午前中から大臣、政務次官、局長が御答弁になっておりましたが、富里なり霞ヶ浦なり、あるいは第三の候補地というものからいって、あるいはまた、大都市の中における米軍に

提供しておる基地撤去の問題についてもあわせて考えていくと、考はそういうものも含まれるということも考えられるわけですね。あるいは、第三の問題としては、とにかく農地とか住宅とかあるところ、そういうところは避けて、やはり海を埋め立てて、そうして、そういうところに最も被害の少ないようにして海にすく出られる、こういうようなことも、これはあながち無用な案ではないと、この私どもも考えられるわけですね。そこで、あまり従来の審議会の答申だけにとらわれる必要はないのではないかと申すのだけれど、これは運輸省の考えは、やはり審議会の答申というものが基本で、その他の第三の案というものは全然考慮する必要がないと、こういうふうにお考えになつておるのかどうか。これは一度、ひとつ、運輸大臣も来られたのですから、運輸大臣から御答弁願つておきたいと思うのです。いま一度、運輸大臣、申し上げますが、航空審議会の答申に基づいて新東京国際空港というのを早期につくるといふことになり、その答申の中には、第一候補地として千葉県の富里があげられた、第二は茨城県霞ヶ浦、あるいはまた、千葉県の富里ばかりでなく、その周辺も、こういうふうな意見も含めて第三というものも出てきたということも言えるのだけれど、私は、十一日の日に在日米軍司令官のブレストン中将と小泉防衛庁長官が会談をして、そして茨城の水戸射撃場の移転の問題について、かなり突っ込んだ意見交換をして、こう推測をしておるわけですね。たまたま、五月五日の夜九時過ぎに、アメリカの横田の所屬の戦闘機が厚木の飛行場のかたわらの米軍のハウスに落ちて、二人のアメリカ人がなくなつた、こういうことで、アメリカとしては非常にショックを受けておる。したがって、米軍に提供しておる基地撤去という住民感情と、アメリカそのもののショック、こういうものからいって、基地移転ということもまざるきりではないというふうなことを考えると、第一の富里と第二の霞ヶ浦、こういう

も、第三というものもあり得るのだと、こういうことなのか、運輸大臣のひとつ見解をこの際、できるときは明らかにしてもらいたい。これが私の質問なんです。いかがですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 午前中も答弁申し上げましたように、三月二十九日だったか、最近のあれは、その関係閣僚懇談会で、富里以外に埋め立てによる場所も研究する必要がある、それは東京湾並びに、霞ヶ浦というところになったわけなんです。でありますから、東京湾の埋め立てに対する研究はしたわけなんです。いまのところでは、やはり船の出入がある海の深さ等から見て、いままで研究いたしました状況では、当時の発案でありました、羽田に強力接近して七百万坪なんというふうなものをつくれれば、航路をS字型に曲げて、千葉県のほうに寄せなければ、船の出入ができなくなる、同時に、半分くらいは二十五メートルくらいの深さになるわけですね。それが従来の方式では埋め立てではできませんから、それはどうしたって自動車で土を持ってこなければならぬので、膨大な高いものになるのです。ということであるのと同時に、絶えず飛行機の離着陸の際に、その周辺をS字型に曲がって通る、大船巨船がその出入するようになったものですから、あぶななくしてどうにもならないわけですね。だから、結局、最後に、最初から申し上げておる通りに、航空審議会の答申を運輸省は尊重すると言つて、第一が富里、第二が霞ヶ浦と言つてまいりました。が、この線以上には、やはり専門家がいろいろ集まって答申してくださつたのでありますから、東京の西のほうのブルー・フォートインの西にある四つの飛行場が全然もうなくなるといふことならば、あそこ西のほうに持つていくことはできるのです。一つでも二つでもある以上は、そういう特殊なSSTのような民間機と、それと同様に上に速い戦闘機との航空管制、空中管制というものはできないという専門家の考えですから、やはり空の問題で、空は広いわけでありまして、電信柱もなければ、踏切もないのでもいいと考えられ

るけれども、飛行機の上から見ると、非常に空は速度が速くなったものですから、あの二カ所以外には、いまのところはないと思っております。しかし、それはいいことで、二カ所だけであるという言い切れないのであります。そういう実情でありますから、閣僚懇談会の結果は、さつき答弁いたしましたように、次官会議に移されております返ってこない以上は、三月二十九日にきめたことは、一応はあの三カ条項は生きておるわけでありす。それには東京湾という字が一字入っております。しかし、それがために審議会で答申した二つが死んだというのではないのです。それにプラス東京湾も考えたかどうかという程度の文章でございす。それと、ブルー・フォートインのはかに一つでも利用できないかというのは、いわゆる自衛隊の飛行場として考えることはできないかということであって、そこに民間機を持つてくるといふ考えではございせん。

○相澤重明君　やはり午前中から大臣の御説明の中にありました、いまも御答弁いただきましたが、具体的な関係の次官会議にかなりウエートを置いておりますね。その次官会議の結論というものが報告をされて、閣議で最終的にきめられる、こういうような作業の順序のようですね。三月の二十九日に関係閣僚会議できめたというものが、今日、次官会議を何回開いたか知らぬが、まだ次官会議の方針、きめられたものが閣僚のほうに、内閣に報告をされないと、こういうことがやはり一つの問題点でもあるわけですね。これはおととも、私が大臣に申し上げましたように、少なくとも、この法律が通っても、なおかつ従来のように、一年も一年半もというふうなわけにはこれならぬわけですね。したがって、大臣も私の質問に対して、法律が通れば一週間以内くらいにこの土地をきめる、こういう誠意ある御答弁をいただいたのですが、午前中から、関係の千葉県連出の加瀬、柳岡両委員も、これはやはり富里というところが、いかに人家や、あるいは営農上や、

あるいは産業上に大きな問題点があるか、こういう御質問だと思ふのですよ。したがって、そういう実態というものを政府が十分把握しておらないと、法律だけが通って、あるいは公団は満足したけれども、現実には飛行場というものはできない、空港はできないじゃないか、こういうので、せっかく大臣が職を賭してもこの世紀の事業をやるといふお考えが笑はくずれてしまふ。こういうことを、むしろ鞭撻の意味で、両委員も特にきょう強い御要請をしておると私は思うのです。幸いにして、閣議の中でも、従来若干のつくり方の中で運輸大臣と河野国務大臣との意見はあったが、今日ではもう全く一本化した、こういう御答弁をいただいているわけですから、私は、その点については大臣の御答弁をそのまま受けていい、こう思うのです。思うのだが、どうもそういう具体的な問題になると、まだどうも政府の調査というものが不十分であるから、結局は、法律は通ったけれども、実際にはそういう作業というものは進んでいかぬ、こういうことになる、全くこの委員会、国会というものは法律を通すだけの役目であって、何も事実の事は進まないというふうなことではいかぬというのが、きょう午前中私が冒頭に、それでは内閣総理大臣に当委員会に御出席いただいて、総理大臣もほんとうに運輸大臣の御答弁になったように、運輸大臣の御答弁を求めようじゃないかという話まで私、したわけですね。私は、総理が出席するしないということよりは、要は、そういうふうな法律を、ただ文章表現がいいとか悪いとかいふのではなくて、法律が通ればそれは実行するのだ、こういうことに主体があると思う。その実行するには、最も国民によいものをつくって、将来の国家百年の大計のもとになるというところでいくわけでありすから、そういう点については、資金面にしても、あるいは、そういう用地の位置をきめるにしても、相当やはり慎重な配慮というものが必要だろう。こういう点で、ひとつぜひ大臣に率直にそういう

点の御考慮をいただいた御答弁をいただくことが、私は、当委員会の空気を察して、あなたはいまおられなかったけれども、先ほど一たん休憩したあとで、委員長長の御報告で、月曜日に当運輸委員会では飛行機でこの富里の上空を視察をするということをきめたわけですね。それほど当委員会熱意を持っているわけですから、だから、何でもかんでも反対というのではなくて、きわめて積極性があるわけですね。そういう意味で大臣は、もう加瀬さんや柳岡さん、浅井さんの心配するよりなことじゃないという意見が出されることが最も好ましい存在だし、次官会議の経過を早く閣議の中に出してもらおう、こういうことに次官会議の報告を求めることはできないのですか。それをひとつお尋ねしたいと思ふのです。いかがですか、大臣。

○国務大臣(松浦周太郎君)　おともい、相澤さんの御質問に対して、近くやると言っております、午前中も答弁いたしましたように、大体煮詰まっておりますから、もう一べんぐらいやれば、まあ、きままると思ふのです。でございすから、きまったら法律が通っております。だから、法律が通ったからきまるというのではない、これはこの間から言っているように、私の代の前に、半年も前に答申が出ているわけなんです。それも非常に急いで答申したような形跡もあるわけでございますから、そうして急がしておきながら、一年半もたってもまだきまらぬ。それで、これもこまめやって、まあ皆さんの御誠意で公団法は通してもらって、そうして今度の改造までに場所もきまらぬで、われわれがやめちゃって、次のまた新しい内閣でお互いにまた議論し合って、それがまたきまらぬというふうなことになる。だから、全く笑いのものになってしまうのです。だから、この間も佐藤さんに私は言ったのです。これは何としても、会期を延長しても通してもらわなければならぬ、そのかわりに、通ったらすぐ個所決定だけはしてもらおう、そうでなければ、公団の発足はできませんから、そうするということの了解を得ております。したがって、そのときに総理大臣のおっしゃるのには、下へ下げていく会議が、その法律案のあがるのと同じようにあがってこなければ、これはできないからということですから、ずっと二週間も三週間も前からその話がありまして、そのころのほうも非常に毎日、これは官房副長官がほとんどつき通してやっております。それでございすから、大体そのほうは進むと思ひます。ただ私は、これは一人の大臣とか一人の代議士の地方の問題だとかいうものではなくて、国家百年の大計であって、世界に四つしかない飛行場を日本がつくるのですから、お互いにひとつ協力し合って、さっきも私は、農地をなくする人のためには、お互いに涙を持ち愛情を持つて次の営農のできる方法を講じなければならぬと言っておりますが、このことはもう十分にしなければならぬけれども、われわれのほうは十分にそのことは考えております。しかし、条件闘争のように、この前は、百万円ならば全部賛成するということを三、四カ月前には聞いておった。きょうまた百四十万円ではなければいかぬ、こういうふうにならぬ上がる。いよいよきめたら、今度は百五十万円だ、二百万円だという条件闘争になるようでは、これはやはりこっちは、農村の実情は愛するといふ考えでおるが、そうすると、祖國の繁栄のために、祖國愛の精神が欠けておるのじゃないかということになりすから、これはお互いにひとつ祖國を愛して世界四つの一つを日本でとるというところに御協力を願いたいと思ふのです。それで、それが、その犠牲にどうしても耐え忍ぶことができないというところであるならば、したがって第二の方向にこれを持ていくよりは、かなしいと思ひますが、われわれはいまのところは、富里を第一に考えております。しかし、空から私、見ました。整然と土地区画がされて、そうして屋敷があつて、りっぱなトタンぶきの屋根、赤い壁、あるいは青い壁、いろいろなのがありますが、実にりっぱな模範的な農村であります。それをすぐ飛行場に塗りつぶしてしまうというところは非常に

残念なことです。しかし、あそこをのけてやるならば場所はない。でございますから、そういう点はひとつ御協力をお願いしたい、こう思っております次第であります。

○相澤重明君 まあ大臣の話を聞いておると、大阪の道頓堀じゃないけれども、青い灯、赤い灯と同じようなことだけれども、やはり私は大臣のことを聞いておると、ほぼ推測がつくようなことを言うのだけれども、私はむしろ、そういう被害の大きいところは避ける。被害をできるだけ少なくしたいものをつくる、これが私は政府の責任だと思ふのです、また仕事だと思ふのです。われわれ議会も協力する道があると思ふのです。

そういう意味で、私は先ほどから申し上げておるように、浅井委員の言うことも、加瀬、柳岡両委員の言うことも、何もわざわざ国内で国民が混乱をするようなことをする必要はない。まあそういう意味で、第二か第三のコースかということまで考えられるのではないかと話をしてたわけなんです。まあしかし、そのことについては、関係次官會議がまだ一つのセクションとして残っておりますが、これは副長官が首領とをやっているようですが、これはひとつ、きょうの参議院の運輸委員会で、一体何をやっているのだ、こう、大臣に關係委員から質問があったから、次官會議のほうは早く關係のほうに報告しろという点をあなたからひとつ申し入れるように私はやっております。そうして、少なくとも、この法律が通って、先ほどから大臣が力説をされておるような方向にいくということが私は望ましいと思ふ。まず早くきめるということがです、それは富里へきめるということじゃない。ぼくらの言っていることは、富里へきめることじゃなくて、早く用地をきめることが、位置をきめることが私は必要なことだと、こういうことを言っているわけ。そういう意味で、ひとつ次官會議にそういう、早く答えを關係のほうに出してもらふように、關係のほうも、この法律が通ったらばそういう作業がすみやかにできるように、私は体制

をつくってもらふことだと思ふのです。そのかわり、よけいな混乱を起こさぬように、千葉県の富里という案はさっぱりここで捨てて、そしていくということになれば、満場一致じゃないですか。まあ、そういうことで大臣の御答弁を求めておきます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 私も、官房長官及び総理に、もう一ぺんきょうじゅうに言います。しかし、きょうは堀官房長に、いまおっしゃったことを言わせておきます。なお、私も、ここが済んだらすぐ橋本さんに会って、総理がおれば総理にも申し上げます。

○加瀬完君 大臣、午前中の質疑の中では、結局、航空審議会から答申のありました二つの場所について種々検討しておるといふように受け取れております。富里にきめたのだ、富里で了解を得るようにするのだというように受け取れる御答弁がございましたが、そうなんですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 富里にきめてしまつたわけではありませんが、運輸省の第一案は富里なんです。運輸省は富里なんです。だけれども、富里がどうしても受け入れられなければ、第二案に持っていくよりしようがないと思つております。

○加瀬完君 運輸省の問題は關係閣僚會議に移されて、そこで位置はきめるということになっておるのです。そこで、論議をされているのは、運輸省の案もございまして、それから航空審議会の答申もございまして、出されている二カ所についてしばしば検討している、こういうことなんです。それで、富里については、運輸省なり航空審議会は第一候補地として希望しているのだけれども、ここにはまた難点もある、難点が解決できないので、ここできめるといふわけにも現状においてはいいかないのだというように了解してよろしいですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 富里ですか。

○加瀬完君 富里については、おたくのほうで

も、航空審議会でも、第一候補地として推しているのだけれども、いろいろ難点もあるので、ここらにびたりときめるわけにもいらないので、いろいろと第二候補も含めて検討しておるのだと、こういう段階なんですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) そうです。いまのお話はそうであります。

○加瀬完君 それで、まあこれは、もしもそういうふうにお考えでございましたら、その誤解を解いていただきたいのですが、新東京国際空港を日本じゅうのどこにつくるのも反対だ、こう、かりに富里の候補地に擬せられておる人々が考えておるわけではございません。国がきめたのだから反対だ、こう考えておるわけでもないわけでありまして、しかし、いまの憲法は公共優先ということではございませんで、生活権なり、あるいは基本的人権と申しましようか、こういうものが大きく優先的に認められておるわけですから、生きていく権利ということから考えまして、簡単に国がきめたからといって賛成するわけにいかない、こういうところでごいいますので、政府の施策にただただ反対しているということではございませんし、いままでの政府の説明なり県の説明なりという段階では、空港をつくることにけっこうでしようという納得のいくような御説明をまだいただけないというところの問題があるわけでごいいますから、そればかりにいろいろと方法を講じまして、条件で解決できないという問題もございまして、それらを十二分に御検討をさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 午前中もいろいろ御批判もありましたが、国有林の開放及び千葉県内における千葉県有林というふうなものも多少調べております。また、千葉県からもそういうことを言ってきております。しかし、あなたの御説明では、千葉県有林、持っている所有地はわずかなものだとおっしゃいますから、千葉県外において最も現在の地質その他農業に合うような方面において代がえ地を一応考えたい。そういう点も

農林大臣といろいろ相談いたしております。けれども、現在と同じところとおっしゃるけれども、多少畑地のようなものでも、地メメのできるところは、よほど氣候があたたかくなければできないのです。それは、地メメが必ずできるかできないかは、それはわかりません。そういうことを研究させていただきます。

○加瀬完君 また話がだんだんおかしくなってきましたけれどもね。条件闘争には応じられないと。この敷地に該当されるであろうと思ふ方々は、この場所でのこの百姓をやっているといふんだと。したがって、二百万しよが三百万しよが売るわけにはまいらないのだ、こういう方が、少なくとも五〇%以上は、どう説得しても残りますよ。こういう状態だということを、私の言うただけでは御不審でしょう。どうぞひとつ直接に御調査いただいて、どんなに農家経営を継続していくとする者が多いかという点を、運輸省で直接にお調べをいただいて、御判断をさせていただきたいと思ひます。まあ県有林とかなんかいふことをいえば、いらっしゃればわかります。竹やぶです。竹やぶが三里塚のほうに七十町歩くらいございまして。しかし、開拓民も何もない、ササ竹がはえているだけです。七十町歩残っている。ここへ行けと言つたて行きません。目の先でわかるわけ。そのほか、三里塚の御料牧場の開放といひましても、これは相手のあること、宮内庁では、私どもの間い合わせによれば、あそこは絶対に放せない、こう言っております。そうならないと、代がえ地といふものはございせんよ。ですから、実情を御調査いたしまして、これではどうもこれは無理だ、このくらいではやれるだろうと、御自身で十二分に御調査をいただきたい。早々に結論を出しにならないで、富里の場合ならば、そういう点をよく御調査の上でございせん、結局、午前中の問題でもございまして、政令できめてみて、飛行場をつくる、過半数が反対ならば、運輸大臣は飛行場として許可できないということ

になつておりますから、結局、飛行場はできません。そういう先へいってと突かれるということのないように、事前に、ちょっとおひまがかかりましたとしても、十二分に御配慮をしていただきたい。これをお願いいたしまして、あとの質問は後日にいたします。

○委員長(松井勇雄君) 本案の質疑は、本日はこの程度といたします。

次回は五月十八日火曜日午前十時開会の予定とし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会

社会労働、運輸委員会連合審査会会議録第一号
中正誤
一ページ三段一九行の次に次の一行を加えるべきの誤り。

常任委員会専門員 吉田善次郎君

昭和四十年五月二十日印刷

昭和四十年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局